

災害時拠点強靱化緊急促進事業
(住宅・建築物防災力緊急促進事業)
ガイドブック
(第9版)

国土交通省住宅局

令和8年6月

《留意事項》

- 本ガイドブックは、国土交通省の住宅・建築物防災力緊急促進事業住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱に基づく、災害時拠点強靱化緊急促進事業の要件、手続き等を紹介するものです（厚生労働省や文部科学省所管の事業名等の記載もありますが、本ガイドブック掲載の事業要件や補助対象は災害時拠点強靱化緊急促進事業に係るものですので、これらの事項に関しましては国土交通省にお問い合わせください）。
- 民間事業者等が災害時拠点強靱化緊急促進事業を活用する場合には地方公共団体の補助を受けることが必要となるため、本ガイドブックで紹介する内容に加えて、地方公共団体への手続きが必要になります。また、地方公共団体独自の要件への適合が必要となる場合があります。
- したがって、事業を実施しようとする場合には、その地域を管轄する地方公共団体に対し、災害時拠点強靱化緊急促進事業に対応した地方公共団体の補助制度の有無や必要となる要件、手続き等を確認してください。
- 本版は、令和８年度の災害時拠点強靱化緊急促進事業の制度拡充に伴い、ガイドブックの見直しを行ったものです。

《ガイドブックの構成について》

- 本ガイドブックは、大きく二段構成としており、Ⅰにおいて災害時拠点強靱化緊急促進事業の要件、手続きなど事業の概要を紹介し、Ⅱにおいて事業の要件等の考え方や取扱い等を解説しています。
- 詳しい内容をお知りになりたい場合はⅡの解説を参照してください。

目 次

I	災害時拠点強靱化緊急促進事業の概要	1
1	背景・目的	1
2	事業の枠組み	2
3	補助対象となる事業	4
	(1)一時滞在施設	4
	(2)災害拠点病院等	5
4	基礎事業について（上記(1)⑤と⑥、(2)④と⑤関連）	5
5	補助の内容	6
	(1)一時滞在施設	6
	(2)災害拠点病院等	6
	(3)補助率	7
6	申請等の方法	7
	(1)事前協議	8
	(2)交付申請	9
	(3)交付決定	13
	(4)補助事業実施にあたっての留意事項	13
	(5)交付決定の変更の申請	13
	(6)その他補助金関係の手続きについて	14
	(7)留意点	14
	(8)情報の取り扱いについて	15
II	災害時拠点強靱化緊急促進事業の解説	15
1	本事業の目的	15
2	用語について	18
3	対象事業について	23
4	補助対象要件の考え方	24
5	国の補助金の交付対象等について	30
6	補助対象の考え方	31
III	関連要綱等	44
1	住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱	44
2	住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱	58
3	災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領	71
4	平成24年3月21日付厚生労働省医政局長通知（医政発0321第2号）「災害時における医療体制の充実強化について」	73
5	令和元年7月17日付厚生労働省医政局長通知（医政発0717第8号）「災害拠点病院指定要件の一部改正について」	81
6	令和元年6月20日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知（医政発0620第8号、障発0620第1号）「災害拠点精神科病院の整備について」	85
7	一時滞在施設における帰宅困難者受入に係る協定について	89
IV	災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する問合せ先一覧	93
1	国土交通省	93
2	文部科学省	93
3	厚生労働省	93

I 災害時拠点強靱化緊急促進事業の概要

1 背景・目的

学校、民間ビルや病院等の建築物において、帰宅困難者及び負傷者等（以下「帰宅困難者等」という。）を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業について、国が予算の範囲内で必要な助成を行い、緊急的な促進を図ることにより、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の確保を図ることを目的としています。

<用語の定義>

一時滞在施設	協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物
災害拠点病院等	平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知（医政発 0321 第 2 号）「災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点病院及び令和元年 6 月 20 日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知「医政発 0620 第 8 号、障発 0620 第 1 号 災害拠点精神科病院の整備について」に基づく災害拠点精神科病院
協定	帰宅困難者又は避難者（以下この用語の定義内において「帰宅困難者等」という。）の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者等の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者等の誘導の方法を含む帰宅困難者等の受入に関する事項について定めた取り決め
都市再生安全確保計画等	都市再生特別措置法第 19 条の 15 に規定する都市再生安全確保計画及び都市安全確保促進事業制度要綱（平成 24 年 6 月 14 日付け国都まち第 21 号）第 2 条第 2 項に規定するエリア防災計画
地域防災計画	災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画
国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条に規定する国土強靱化地域計画
帰宅困難者	地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であって、下記に規定する通常在館者以外の者
通常在館者	平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者
退避施設（受入スペース）	帰宅困難者、負傷者又は避難者を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）

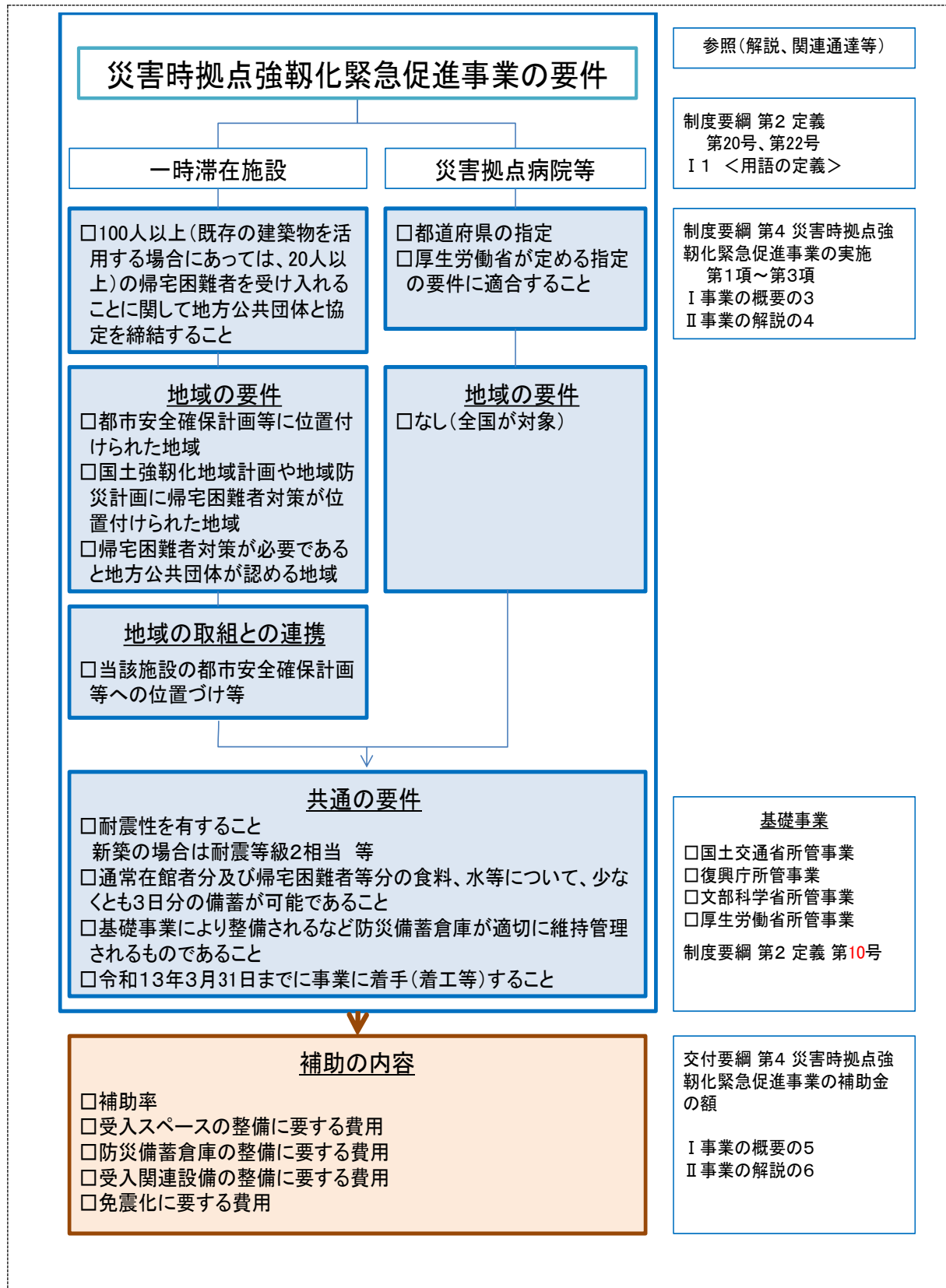
備蓄品	災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院等の場合にあつては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）
防災備蓄倉庫	上記に規定する備蓄品を保管するための倉庫
受入関連施設	災害時に使用する非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）等の施設
事業主体	災害時拠点強靱化緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等

2 事業の枠組み

本事業は、住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（以下、「制度要綱」という。）に基づき実施される一時滞在施設及び災害拠点病院等の整備に関する事業を対象として助成を行うものです。

対象事業と補助適用の要点については次ページの図を参照してください。

対象事業と補助適用の要点



3 補助対象となる事業

本事業の適用を受けるためには、補助対象施設別に制度要綱に基づき、次に適合することが必要となります。なお、検討されている事業が要件に適合するか否かについては、まずはⅡの解説を参照してください。

(1) 一時滞在施設

- ① 大規模災害発生時において帰宅困難者を 100 人以上（既存の建築物を活用する場合にあっては、20 人以上）受け入れ、受入に関して地方公共団体と協定を締結するものであること
- ② 次のいずれかに該当する区域内で整備されるものであること
 - イ 都市再生安全確保計画等に位置付けられた地域
 - ロ 国土強靱化地域計画や地域防災計画に帰宅困難者対策が位置付けられた地域
 - ハ その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域
- ③ 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること
 - イ 新築の場合にあっては、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級 2 に相当するものであること又は免震構造若しくは制震構造等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること
 - ロ 旧耐震基準により建築された場合にあっては、耐震改修又は耐震診断により、耐震性を有することが確認されること
 - ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合するものであること
- ④ 通常在館者及び帰宅困難者等が、当該施設において少なくとも 3 日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な防災備蓄倉庫が確保されるものであること
- ⑤ 通常在館者分の備蓄品を保管するための防災備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること
 - イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備される（整備された）もの
 - ロ イに掲げるもののほか、防災備蓄倉庫として適切に維持管理されることが確実であるもの
- ⑥ 令和 13 年 3 月 31 日までに着手するものであること
 - イ 補助対象部分の工事に着手したもの
 - ロ 基礎事業の補助を受けて設計等に着手したもの
 - ハ 市街地再開発事業等について事業認可等を了したもの
- ⑦ 事業を実施しようとする第 2 号に規定する区域を対象として、都市再生特別措置法第 19 条の 15 に規定される都市再生安全確保計画又は都市安全確保

促進事業制度要綱（平成 24 年 6 月 14 日付け国都まち第 21 号）第 2 条第 2 項に規定するエリア防災計画が定められる場合にあっては、本事業により整備する一時滞在施設を当該計画に位置づける等これらの計画と連携した取組を行うものであること。

(2) 災害拠点病院等

- ① 災害拠点病院等として都道府県の指定を受けている（受けることが確実である）こと
- ② 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること
 - イ 新築の場合にあっては、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級 2 に相当するものであること又は免震構造若しくは制震構造等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること
 - ロ 旧耐震基準により建築された場合にあっては、耐震改修又は耐震診断により、耐震性を有することが確認されること
 - ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合するものであること
- ③ 通常在館者及び負傷者等が、当該施設において少なくとも 3 日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること
- ④ 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること
 - イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備される（整備された）もの
 - ロ イに掲げるもののほか、備蓄倉庫として適切に維持管理されるもの
- ⑤ 令和 13 年 3 月 31 日までに着手するものであること
 - 次のいずれかに該当するもの
 - イ 補助対象部分の工事に着手したもの
 - ロ 基礎事業の補助を受けて設計等に着手したもの
 - ハ 市街地再開発事業等について事業認可等を了したもの

4 基礎事業について（上記(1)⑤と⑥、(2)④と⑤関連）

本事業においては、通常在館者分の防災備蓄倉庫が本事業実施後において適切に維持管理されることを必要としています。このため、基礎事業を以下のとおり位置づけて、当該防災備蓄倉庫がこれらの基礎事業により整備されるものであるか、法令に基づく位置づけがあること等を要件としています。なお、基礎事業の内容については、それぞれ所管省庁又は地方公共団体の担当部局にご確認ください。

また、本事業の補助対象とする部分と基礎事業の補助対象とする部分を重複させることはできませんので、両方の事業において補助対象となり得る部分につい

て、補助金交付申請で本事業の補助対象とする場合には、当該部分を基礎事業の補助対象から除外してください。

基礎事業とは、次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいいます。

- イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金
- ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金
- ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金
- ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金、その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金

5 補助の内容

(1) 一時滞在施設

帰宅困難者（100人以上。既存の建築物を活用する場合にあっては、20人以上）を受け入れるために必要となる次に掲げる施設・設備の整備に要する費用（掛かり増し費用）が対象

① 受入スペースの整備に要する費用

帰宅困難者の円滑な受入のため付加的に必要となるスペースを区画する工事費及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事費（専ら帰宅困難者を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事費を含みます。）

② 防災備蓄倉庫の整備に要する費用

帰宅困難者の受入に伴い付加的に必要となる備蓄倉庫の工事費

③ 受入関連施設の整備に要する費用

帰宅困難者の受入に伴い付加的に必要となる非常用発電機・蓄電池、給水関連設備（耐震性貯水槽・防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備等を設置するための工事費（付随して必要となる設備配管等の工事費を含みます。）

④ 免震化に要する費用

免震構造とするための計画策定（設計）費用、免震構造とするための改修費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要となる費用

(2) 災害拠点病院等

厚生労働省の定める指定の要件に適合するために必要となる次に掲げる施設・設備の整備に要する費用（掛かり増し費用）が対象

① 受入スペースの整備に要する費用

負傷者等の円滑な受入のため付加的に必要となるスペースを区画する工事費及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事費（専ら負傷者等を受け

入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあってはその工事費を含みます。)

② 防災備蓄倉庫の整備に要する費用

負傷者等の受入に伴い付加的に必要な防災備蓄倉庫の工事費

③ 受入関連施設の整備に要する費用

負傷者等の受入に伴い付加的に必要な非常用発電機、給水関連設備(耐震性貯水槽・防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。)、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート等を設置するための工事費(付随して必要となる設備配管等の整備費を含み、大量の負傷者等を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の工事費を含みます。)

④ 免震化に要する費用

免震構造とするための計画策定(設計)費用、免震構造とするための改修費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要な費用

(3) 補助率

付加的に必要な費用(掛かり増し費用)は、事業主体に応じ、それぞれ次の補助率により算出します。民間事業者等が一時滞在施設等の整備を行う場合には、地方公共団体が当該民間事業者に補助することが必要です。

民間事業者等が事業主体の場合 国 2 / 3、地方公共団体 1 / 3

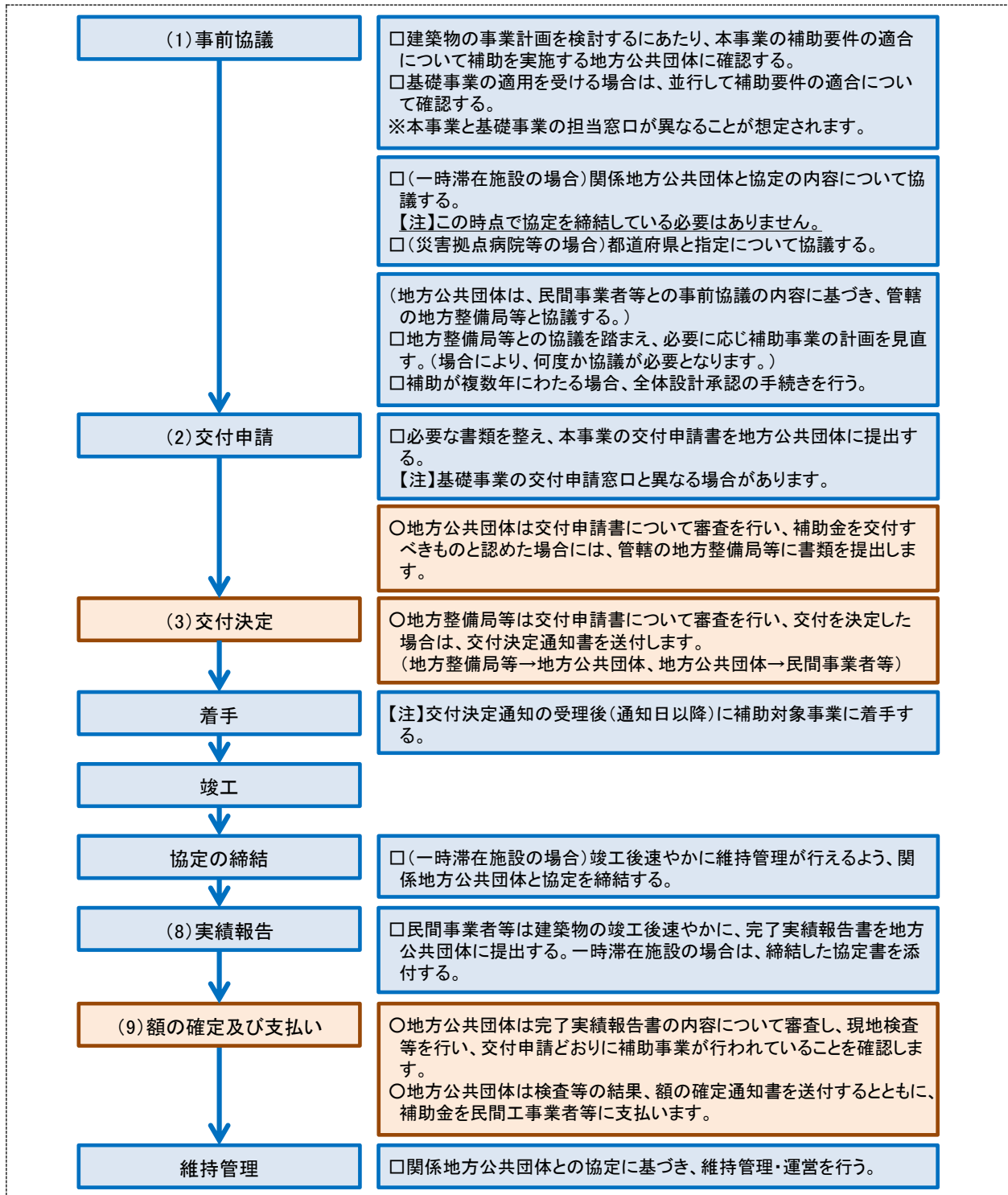
※免震化に要する費用については 国 1 / 2、地方公共団体 1 / 2 地方公共団体が事業主体の場合 国 1 / 2

6 申請等の方法

本事業において、民間事業者等が事業主体となる場合の申請等手続きの基本的な流れは次ページのとおりです。

ただし、具体的な申請手続きの詳細は、民間事業者等に対して補助を行う地方公共団体により異なりますので、当該地方公共団体の指示に従ってください。この場合において、地方公共団体は、市町村、都道府県いずれでも構いません。間接補助金を支出する補助事業者となる市町村もしくは都道府県となります。(以下、一律に地方公共団体と記述します。)

申請等手続きの基本的な流れ



(1) 事前協議

本事業の活用にあたり、基礎事業の適用を受ける場合には、基礎事業に関する国又は地方公共団体の担当窓口にご相談してください。本事業の要件への適合等についても事前に協議していただくことが必要です。

事前相談の進め方は各地方公共団体により異なりますので、窓口となる地方公共団体の担当部局にご連絡いただき、進め方を確認してください。

一時滞在施設を整備する場合においては、その維持管理・運営等に関する協定の内容について、地方公共団体の防災部局と協議してください。

(2) 交付申請

本ガイドブックでは、民間事業者等が事業主体となる間接補助（補助事業における補助事業者は地方公共団体）の場合を中心に記載しています。この場合、民間事業者等は補助金の交付申請を本事業の実施に関して補助を行う地方公共団体の担当部局に対して行うこととなりますので、当該地方公共団体の定める手続きや担当部局の指示に従ってください。

① 全体設計承認

補助事業者となる地方公共団体は補助対象事業に係る建設工事の施工が複数年度に渡り、補助金の交付を複数年にわたって受けることを予定している場合については、国に対して交付申請の前に「全体設計承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。全体設計承認申請書の提出は、地方公共団体が行いますが、一般的には交付申請書の提出方法に準じ事業主体となる民間事業者等からの申請に基づいて行いますので、次項を参照してください。（詳細の手続きについては窓口となる各地方公共団体の担当部局と調整を行ってください。）

なお、全体設計承認は、翌年度以降の補助金の交付やその額を確定するための手続きではなく、補助金の交付やその額はあくまで各年度の予算の範囲内で決定されることになります。後年度分の補助金交付を必ず保証するものではありませんので、ご注意ください。

② 交付申請の方法

補助金の交付申請は、補助事業者である地方公共団体が、災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領に規定する補助金交付申請書を作成し、地方整備局長等に対して提出することにより行います。この際、事業主体となる民間事業者等は、あらかじめ地方公共団体の定める手続きを行っておくことが必要となります。

③ 申請者及び申請単位について

地方公共団体が地方整備局長等に対して交付申請を行う場合を除き、原則として、1申請1施設（一時滞在施設又は災害拠点病院等）として行ってください。

④ 留意事項

交付申請にあたっては、Ⅱ事業の解説の「4 補助対象要件の考え方」に適合することを確認します。補助対象施設毎の要件の適合について次の書類が必要となりますので、これらの書類の作成・提出にあたっては、地方公共団体と十分に協議を行ってください。

一 一時滞在施設

イ 帰宅困難者の受入に関して、地方公共団体と協定の締結に関して行っている協議の内容がわかる書面（例えば、建物竣工時に「協定」を締結

する場合などで、交付申請時に協定書を提出できない場合には、確認書（協定書案について地方公共団体の協定担当者の確認を受けた旨を証明する書類）等の書類を提出し、完了実績報告時には締結済みの協定書を提出することも可能です。）

ロ 制度要綱第4第2項第二号に規定される区域内において整備されるものであることが確認できる位置図その他関連する資料

ハ 耐震性能を証する次のいずれかの書類

新築する場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）（以下「評価方法基準」という。）第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当する対策以上の措置が講じられていることについて構造設計一級建築士若しくは登録住宅性能評価機関が証した書面又は免震構造若しくは制震構造であることが確認できる書面

例：住宅合築の場合は、住宅性能評価書（耐震等級2であることが確認できるものに限る）

防災・省エネまちづくり緊急促進事業における耐震性要件を確認するための書面

改修等する場合は、一級建築士の作成した耐震診断結果報告書

ニ 制度要綱第4第2項第五号に規定される要件に該当することを確認できる次のいずれかの書類

- ・新築する場合は、交付決定通知書又は交付申請書の写し
- ・改修等する場合は、完了実績報告書及び額の確定通知書の写し
- ・Ⅱ事業の解説の「4 補助対象要件の考え方」の解説中、2-5-ハ欄の①から⑥のいずれかに該当することが確認できる書類

二 災害拠点病院等

イ 災害拠点病院等として指定されたことを証する書類又は指定に向けて都道府県との協議の概要が分かる資料

ロ 耐震性能を証する次のいずれかの書類

新築する場合は、評価方法基準第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当する対策以上の措置が講じられていることについて構造設計一級建築士若しくは登録住宅性能評価機関が証した書面又は免震構造若しくは制震構造であることが確認できる書面

例：住宅と合致の場合は、住宅性能評価書（耐震等級2であることが確認できるものに限る）

防災・省エネまちづくり緊急促進事業における耐震性要件を確認するための書面

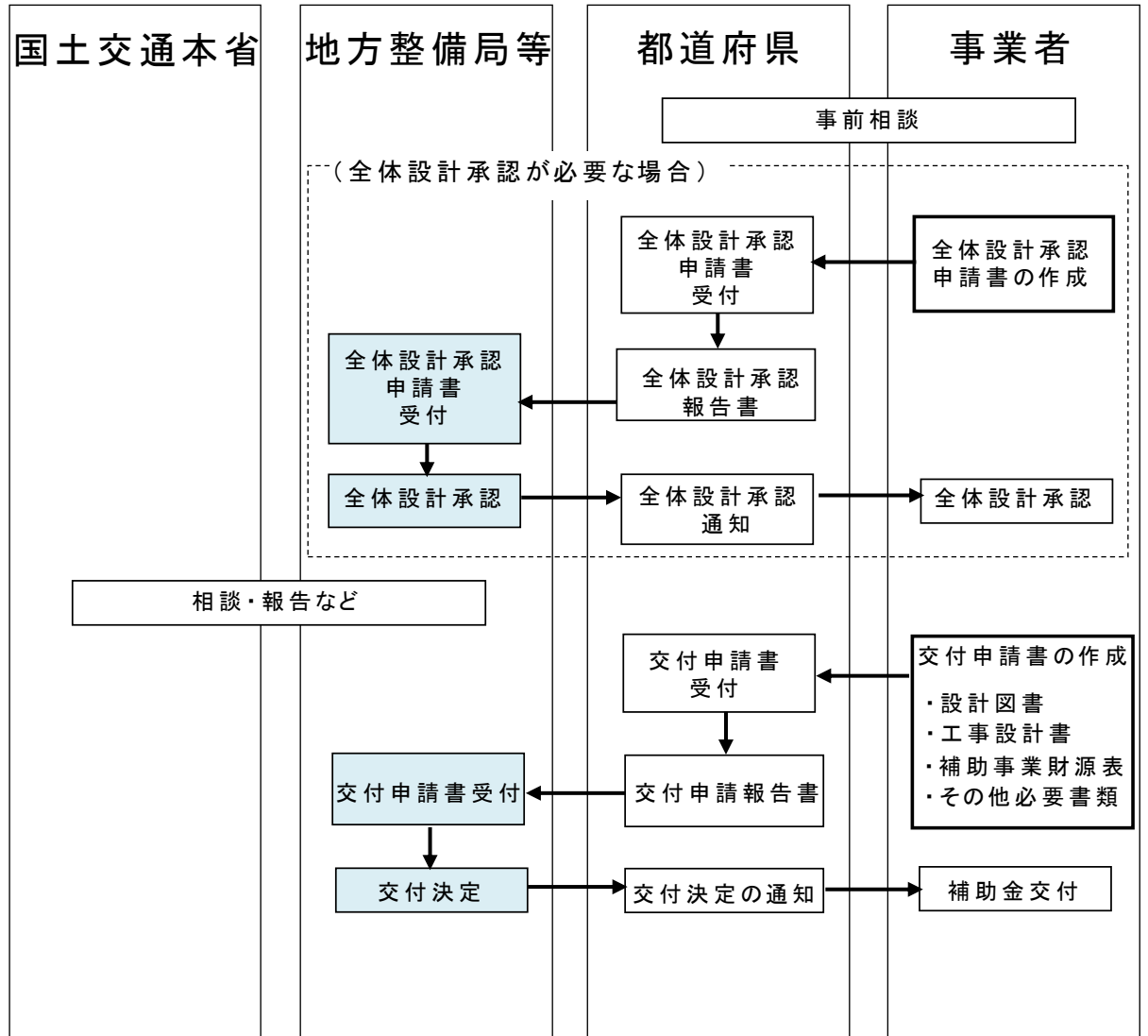
改修等する場合は、一級建築士の作成した耐震診断結果報告書

ハ 制度要綱第4第2項第五号に規定される要件に該当することを確認できる次のいずれかの書類

- ・新築する場合は、交付決定通知書又は交付申請書の写し
- ・改修等する場合は、完了実績報告書及び額の確定通知書の写し
- ・Ⅱ事業の解説の「4 補助対象要件の考え方」の解説中、2-5-ハ欄の①から⑥のいずれか又は3-2に該当することが確認できる書類（なお、災害拠点病院等の場合で上記の適用を受けるものとしては公立病院が想定され、その場合は病院の開設者が地方公共団体であることを申請書上確認することが考えられます。）

交付申請の流れ

(事業者が民間事業者等の場合)



(3) 交付決定

審査後、補助事業者である地方公共団体に対して、「補助金交付決定通知書」を送付します。これを受けて事業主体となる民間事業者等に対しては、地方公共団体から必要な手続きがとられます。

(4) 補助事業実施にあたっての留意事項

① 補助金交付申請と補助対象事業の着手の関係

補助対象事業の着手は、国の「補助金交付決定通知書」の受理日以後に行ってください。

② 補助事業の適正な実施

当該補助事業の経費計上については、適正な経理処理を心がけてください。

※支出内容を証明する書類として、事業主体の経理処理において通常使用している請負契約書、請求書、領収書等を確認できる書類を保管してください。

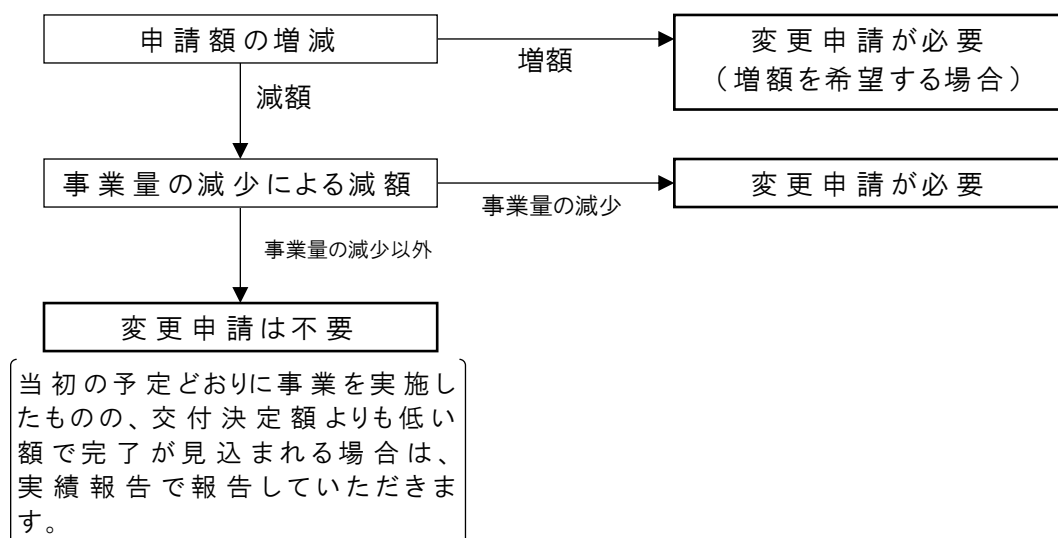
③ 消費税の処理

本事業に係る消費税相当額については、消費税相当額を含めた費用を補助対象とします。ただし、事業主体が消費税相当額について仕入税額控除を行う場合には、補助金に係る消費税相当額を除外して補助金を申告することになっています。このため、補助金に係る消費税相当額の仕入税額控除の申告を予定している場合は、消費税相当額は補助対象となりませんので、交付申請時に消費税相当額を除いて交付申請してください。また、交付決定後、完了実績報告時までに消費税相当額の仕入税額控除の申告をすることとした場合には、あらかじめ当該消費税相当額を除いて完了実績報告を行ってください。仕入税額控除を行うにもかかわらず、これに係る消費税相当額を除外せずに補助金を受領した場合には補助金の返還が生じますので注意してください。

(5) 交付決定の変更の申請

補助金交付決定後に補助対象事業に要する費用の減額（もしくは増額）がある場合には、速やかに「補助金交付変更申請書」を国に対して提出する必要がありますので、事業主体となる民間事業者等は、注意してください。

実際の手続きについては、通常の交付金申請書の提出方法に準じることとなります。



(6) その他補助金関係の手続きについて

交付決定の取消し、完了予定期日の変更、実績報告、額の確定などその他補助金関係の諸手続きが必要な場合については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づいて行うこととなるので、事業主体となる民間事業者等は、補助事業者である地方公共団体の指示に従って必要な手続きを行ってください。

(7) 留意点

① 取得財産の管理等について

当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

また、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具の価格が50万円以上のものについては、国土交通大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、国土交通大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度額として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

② 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規定や交付条件に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第32条までの規定に準じた罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

③ その他の関係する規定について

このガイドラインのほか、補助金の交付等に関しては、次の各号の法令等に従う必要があります。

- イ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ロ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ハ 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
- ニ 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日建設省開発第 74 号建設事務次官通達）
- ホ 住宅局所管事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日国住総第 37 号住宅局長通知）
- ヘ 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱について（平成 20 年 12 月 22 日国住総第 67 号住宅局長通知）
- ト 住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和 7 年 3 月 31 日 国住街第 144 号、国住市第 98 号、国住木第 110 号 国土交通省住宅局長通知）
- チ 住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和 7 年 3 月 31 日 国住街第 145 号、国住市第 99 号、国住木第 111 号 国土交通省住宅局長通知）
- リ その他関連通知等に定めるもの

④調査の実施

補助金の支払後も、国土交通省又は地方公共団体が、補助対象の建築物の現場検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合には、補助金の返還を請求することとなりますのでご注意ください。

(8)情報の取り扱いについて

①情報の取り扱い

交付申請受付時及び実績報告書受領時には、国土交通省から所管府省庁に情報提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

②個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用するほか、アンケート等の調査の際に利用することがあります。

また、同一の事業に対し、国又は地方公共団体から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

Ⅱ 災害時拠点強靱化緊急促進事業の解説

1 本事業の目的

制度要綱 第 1 目的

この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向け、大規模災害発生時等にお

ける住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成を緊急的に促進するため、大規模な建築物の耐震診断・耐震改修等を行う事業、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業、狭あい道路の解消に向けて実施するモデル性の高い事業及び災害発生時等の担い手確保若しくは初動対応の迅速化を図るモデル性の高い事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

【解説】

（１）一時滞在施設確保の必要性

東日本大震災の際には、首都圏においても大量の帰宅困難者が発生したところであり、首都直下地震や南海トラフ地震など切迫性の高い地震の発生時に大量の帰宅困難者や負傷者等の発生が予測されています。

また、これらの地震以外の大規模災害においても、都市部において帰宅困難者が発生することが見込まれます。

南海トラフ地震、首都直下地震の被害予測（内閣府推計値）

○南海トラフ地震（平成 24 年～平成 25 年：中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

帰宅困難者数： 約 320 万人～約 380 万人

負傷者数： 約 62 万人

○首都直下地震（平成 25 年：中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ）

帰宅困難者数： 約 640 万人～約 800 万人

負傷者数： 約 12 万人

帰宅困難者が街中にあふれることにより、次のような弊害が生じることから帰宅困難者を受け入れる施設の整備を促進する必要があります。

- ・歩行者が車道にあふれることにより警察、消防、自衛隊等の緊急車両の通行を妨げ、救助・救命活動等に支障をきたすおそれがあること
- ・余震等により、老朽化した建築物をはじめとする建築物の窓ガラスや看板等の落下、火災の発生等二次被害に遭遇する可能性があること
- ・東日本大震災では、避難所に帰宅困難者が押し寄せたため地域住民の避難に混乱をきたした事例があること

このため、首都圏については、平成 23 年には国、地方公共団体、民間企業等からなる首都直下地震帰宅困難者等対策協議会が設置され、首都直下地震が発生した場合の帰宅困難者対策が検討され、平成 24 年 9 月 10 日に「首都直下地

震帰宅困難者等対策協議会最終報告書」(以下、「最終報告書」という。)がまとめられました。

また、平成 25 年臨時国会において成立した強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化基本計画」や首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」においては、民間施設を活用した一時滞在施設の確保の必要性が位置づけられているところです。

(2) 災害拠点病院整備等の必要性

大量に発生が予測される負傷者等を受け入れる体制を整備しておかなければ、次のような弊害が生じることから、負傷者等を受け入れる際に中核的な役割を担う災害拠点病院等について、その機能強化を促進する必要があります。

- ・ 平時に比べて、多くの外来患者・入院患者が発生した場合に、受入スペースが不足し、治療に支障をきたすこと
- ・ 自家発電等が不十分であることにより、入院患者及び緊急の負傷者等への対応に支障をきたすこと
- ・ 東日本大震災では、災害拠点病院において、燃料や水、自家発電容量や食料備蓄が不足した事例があること
- ・ 能登半島地震では、非免震構造の負傷者受入関連施設において、家具等の転倒被害により機能継続が出来ない状況が発生した事例があること

2 用語について

制度要綱 第2 定義（抜粋）

一 住宅・建築物防災力緊急促進事業

この要綱において定めるところに従って実施される建築物耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業、地域防災力向上支援モデル事業、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業をいう。

三 災害時拠点強靱化緊急促進事業

大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設及び災害拠点病院等の整備に関する事業をいう。

九 基礎事業

次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。

イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金

ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金

ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金

ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金、医療施設運営費等補助金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金

十 事業主体

住宅・建築物防災力緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。

十一 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。

十二 マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

十三 建築物

第2号に掲げる事業において、第11号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

十四 建築物等

第11号に掲げる住宅及び第13号に掲げる建築物をいう。

十九 一時滞在施設

第38号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。

二十 避難場所

第38号に規定する協定に基づき、避難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、商業施設、マンション等の施設・建築物をいう。

二十一 災害拠点病院等

平成24年3月21日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第2号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点病院及び令和元年6月20日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知「医政発 0620 第8号、障発 0620 第1号 災害拠点精神科病院の整備について」に基づく災害拠点精神科病院をいう。

二十二 退避施設（受入スペース）

帰宅困難者、負傷者又は避難者を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建

建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）をいう。

二十三 備蓄品

災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院等の場合にあっては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。

二十四 防災備蓄倉庫

前号に規定する備蓄品を保管するための倉庫をいう。

二十五 受入関連施設

災害時に使用する非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）等の施設をいう。

二十七 地域防災計画

災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。

二十八 都市再生安全確保計画等

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の15に規定する都市再生安全確保計画及び都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日付け国都まち第21号）第2条第2項に規定するエリア防災計画をいう。

二十九 国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第13条に規定する国土強靱化地域計画をいう。

三十 帰宅困難者

地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。

三十一 通常在館者

平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。

三十八 協定

帰宅困難者又は避難者（以下この号において「帰宅困難者等」という。）の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者等の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者等の誘導の方法を含む帰宅困難者等の受入に関する事項について定めた取り決めをいう。

三十九 評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）をいう。

四十 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

第10号に掲げる事業主体のうち、地方公共団体及び原則として複数の前号に掲げる地域グループで構成されるものをいう。

【解説】

本事業における用語の意義を規定するものであり、本事業以外における用語の意義と必ずしも同一ではない場合がありますので注意してください。

○ 九号「基礎事業」について

各省庁所管事業で具体的に想定される主なものを例示すると、次のとおりです。

【国土交通省所管事業】

①社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業
- ・都市再生整備計画事業
- ・住宅市街地総合整備事業
- ・都市防災総合促進事業

②補助事業

- ・都市安全確保促進事業

【復興庁省所管事業】

東日本大震災復興交付金

【文部科学省所管事業】

①国立大学法人施設整備費補助金

②学校施設環境改善交付金

③私立学校施設整備費補助金

- ・私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費
- ・私立高等学校等施設高機能化整備費
- ・私立幼稚園施設整備費

【厚生労働省所管事業】

医療提供体制施設整備交付金

- ・基幹・地域災害拠点病院施設整備事業

○ 十号「事業主体」について

本事業により対象となる施設を整備することができる者を規定しており、都道府県及び市町村の普通地方公共団体並びに特別区及び地方公共団体の組合等の特別地方公共団体が地方公共団体に該当します。また、株式会社、有限会社などのほか、医療法人、学校法人、公益法人、一般財団・社団法人、独立行政法人（地方独立行政法人を含む）等を民間事業者等としています。

○ 十九号「一時滞在施設」について

本事業においては、三十四号に規定する協定に基づいて、二十五号に規定する帰宅困難者を受け入れる施設・建築物を「一時滞在施設」として規定しています。なお、通常は一の施設・建築物を想定していますが、商店街等、複数の施設・建築物で帰宅困難者の受入を行う場合を否定するものではありませんので、この場合の協定の取扱い等、事前にご相談いただけますようお願いいたします。

○ 二十二号「退避施設（受入スペース）」について

災害時に、帰宅困難者を一時滞在施設において、負傷者等を災害拠点病院等において受け入れるための場所（空間）であり、当該施設・建築物内か、又はその敷地内において確保されるものを対象としています。建物の外で確保する場合には、ひさし等建物の下部空間や災害時にテント等を張るなどにより、雨ざらしにならないことが必要です。なお、本事業で受入スペースの整備に補助を受けることは必須要件とはなっておらず、平常時には会議室等で使用しているスペースを災害時に受入スペースとして活用する場合も想定されます。また、屋外の広場等で帰宅困難者・負傷者等を受け入れる際のテント等を収納する倉庫等を補助対象とすることは可能です。

○ 二十三号「備蓄品」について

災害時に帰宅困難者等を受け入れた際に必要となる水、食料等を規定しているものであり、災害拠点病院等においては、医薬品や医療器具、簡易ベッドも含まれることを明らかにしています。ただし、これらの備蓄品については本事業の補助対象ではありません。

○ 二十四号「防災備蓄倉庫」について

「防災備蓄倉庫」は、本事業の適用要件の一つとしてその確保が求められています。

○ 二十五号「受入関連施設」について

災害時に帰宅困難者等を受け入れた際に必要になると考えられる施設であって、補助対象となりうる施設を規定しています。なお、これらの施設を全て整備することを本事業適用の必須要件とはしていません。

○ 三十号「帰宅困難者」について

本事業においては、最終報告書で示された考え方を踏まえ、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者等を受け入れる前提として、三十一号に規定する通常在館者については、それぞれの建物内に滞在させることを基本としていることから、帰宅困難者の定義上、通常在館者を除くこととしています。

○ 三十一号「通常在館者」について

平常時に建物内にいる者のことであり、学校であれば生徒や学生が建物を利用する者であり、教職員がサービス等を提供する者に該当します。同様に、病院の場合は、患者（入院患者及び外来患者）が建物を利用する者であり、医師、看護師及び職員がサービス等を提供する者となります。商業施設も含めた人数の扱いについては「6 補助対象の考え方 iv」に後述していますので、参照してください。

○ 三十八号「協定」について

本事業により整備される一時滞在施設が災害時に確実かつ有効に機能・利用されるためには、地方公共団体との連携のもと、一時滞在施設として提供

される必要があることから、当該施設の所有者（管理者）とその地域を管轄する地方公共団体において、一時滞在施設における帰宅困難者の受入に関する取り決め（地方公共団体の協力要請に基づき受入を行う等）を交わしていただくこととしています。

また、本事業により整備された一時滞在施設を災害時に有効に機能させるため、受入人数や退避施設（受入スペース）などの一般的な管理に関する事項に加えて、一時滞在施設であることの情報提供の方法や帰宅困難者の誘導方法を予め取り決めておくことを求めています。ただし、これはあくまで災害時における取り決めを求めたものであり、平常時から当該施設が一時滞在施設であることの情報提供等を求めるものではないことに留意してください。

なお、制度要綱上「協定」と記述していますが、「覚書」「計画」であっても上記趣旨を踏まえたものであれば、実際に締結される文章の名称にかかわらず「協定」とみなします。また、「協定」の対象となるのは事業主体が民間事業者等である一時滞在施設となりますが、地方公共団体が事業主体となる一時滞在施設であっても「協定」と同趣旨の担保が必要であることに留意ください。また、地域における即地的・具体的な内容となりますので、「地方公共団体」としては市（東京都においては特別区を含む。一時滞在施設の地域要件上、市又は特別区のみとなります。）を想定しています。（「Ⅲ 7 一時滞在施設における帰宅困難者受入に係る協定について」参照）

3 対象事業について

制度要綱 第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施

- | |
|--|
| <p>1 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。</p> <p>一 一時滞在施設整備事業</p> <p>一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫若しくは受入関連施設の整備又は一時滞在施設の免震化</p> <p>二 災害拠点病院等整備事業</p> <p>災害拠点病院等として、第2第21号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫若しくは受入関連設備の整備又は一時滞在施設の免震化</p> |
|--|

【解説】

○ 一時滞在施設整備事業について

制度要綱第2第十九号に規定する一時滞在施設（協定に基づいて、帰宅困難者を受け入れる施設・建築物）を整備する事業について、退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫又は受入関連施設を具体的な整備対象として規定しています。

なお、本事業の要件としては、受入人数に応じた防災備蓄倉庫が存在することは必要ですが、退避施設（受入スペース）については帰宅困難者を受け入れるための専用スペースを整備することを求めるものではありません。同様に、受入関連施設についても必要となる施設を整備していただくものであり、受入関連施設として定義している全ての施設の整備を要件とするものではありません。

○ 災害拠点病院等整備事業について

制度要綱第2第二十一号に規定する災害拠点病院等を整備する事業について、災害拠点病院等として必要な退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫等の整備を行うことを規定しています。また、事業の要件としては、上記「一時滞在施設整備事業について」の説明と同様です。

4 補助対象要件の考え方

制度要綱 第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施

- 2 前項第一号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 大規模災害発生時において100人以上（既存の建築物を活用する場合にあっては、20人以上）の帰宅困難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定を締結するものであること
 - 二 次のいずれかの区域内において整備されるものであること
 - イ 都市再生安全確保計画等に位置付けられた地域
 - ロ 国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置付けられた地域
 - ハ その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域
 - 三 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること
 - イ 新築する場合にあっては、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。
 - ロ 既存の建築物を改修等する場合にあっては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。（耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかなものを除く。）
 - ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合すること。
 - 四 通常在館者及び帰宅困難者等が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること。
 - 五 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの
 - ロ 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されたと認められるもの
 - 六 令和13年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。
 - 七 事業を実施しようとする第二号に規定する区域を対象として、都市再生特別措置法第19条の15に規定される都市再生安全確保計画又は都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日付け国都まち第21号）第2条第2項に規定するエリア防災計画が定められる場合にあっては、本事業により整備する一時滞在施設を当該計画に位置づける等これらの計画と連携した取組を行うものであること。

- 3 第1項第二号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 災害拠点病院等として都道府県の指定を受けていること又は受けることが確実であること。
 - 二 前項第3号から第6号に掲げる要件に適合するものであること。

【解説】

補助対象要件の基本的な考え方は下記に示すとおりです。

1 一時滞在施設整備事業の要件について

2-1 (受入 人数)	一時滞在施設にあっては、発災時において、100人以上（既存の建築物を活用する場合にあっては、20人以上）の帰宅困難者の受入を要件としています。なお、受入予定人数を受入可能であればよく、専用の受入スペースの整備を求めるものではありません。
(協定)	本事業により整備される一時滞在施設については、その維持管理等に関する協定を地方公共団体との間で締結することを要件としています。協定では、一時滞在施設であることに関する情報提供や帰宅困難者の誘導方法に関する事項を定めることとしています（その他、制度要綱第2第三十四号の解説を参照してください。）。 ※協定書の例は「Ⅲ関連要綱等」の「7 一時滞在施設における帰宅困難者受入に係る協定について」を参考にしてください。
2-2 (地域)	本事業は、都市で大量に発生する帰宅困難者を一時的に受入可能な施設の確保を図るものです。地域の実情に応じた対策を進めるため、地方公共団体の防災計画エリア等で実施することを要件としています。 具体的には、イ）都市再生安全確保計画やエリア防災計画に位置付けられた地域、ロ）国土強靱化地域計画や地域防災計画に帰宅困難者対策が位置付けられた地域、ハ）その他地方公共団体が必要と認める地域としています。 ハ）に該当するものとして、例えば、地方公共団体が独自に策定している計画や条例エリアなど、地方公共団体において帰宅困難者対策が必要である旨を認め、公表している地域であれば、位置付け方に制限はありません。
2-3-イ (新築の 耐震性)	帰宅困難者や負傷者等の安全を確保するため、一時滞在施設を整備する施設・建築物を新築する場合には、建築基準法で定められた基準以上の構造耐力を有することを要件としています。 ここでは、評価方法基準に基づいて構造躯体が地震に対してどのくらい倒れずに耐えられるかを評価する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当するものであること以上であることを要件としています。 具体的には、①の基準に適合するか、②又は③の構造を採用してい

	ることとしています。 ①「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」の「構造躯体の倒壊等防止に関する基準」(評価方法基準の耐震等級2に相当する対策)に定められた基準に適合していること。 ②免震構造(免震装置の設置等により構造躯体の保全に配慮していること) ③制震構造(制震ダンパーの設置等により構造躯体の保全に配慮していること)
2-三-ロ (既存の耐震性)	既存の建築物を改修する場合の基準として、現行の建築基準に適合することを要件としています。なお、旧耐震基準により建築されたもの(昭和56年5月31日以前に着工したもの)については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく耐震診断基準により耐震性を有する(Is値が0.6以上)ことを確認することとしています。本事業の実施と合わせて耐震改修を実施することにより、耐震性が確保されることが確実であるものも本事業の補助対象となり得ます。
2-三-ハ (上乗せの基準)	施設・建築物によっては、国や地方公共団体が補助事業等において別途の基準を定めることにより、イ又はロに定める基準以上の耐震性を有することが求められることがありますので(例えば、災害拠点病院等や学校の耐震改修を行う場合など)、そうした場合には当該基準に適合させることを要件としています。
2-四 (3日分の備蓄)	通常在館者と発災時の受入予定者が一時的に滞在することを前提として、少なくとも3日分の食料等の備蓄品(第2第十九号において、食料、水、ブランケットを定義)を保管可能な備蓄倉庫の確保を要件としています。 また、備蓄品の確保や管理等については、地方公共団体と締結する協定において定めることが考えられます。 なお、災害時において、受入れスペースに受け入れた帰宅困難者に対して適切に提供されるものであれば、備蓄倉庫は受け入れスペースを有する同一建築物内であることは義務付けていません。(災害時飲料水用貯水槽、近接した建物の倉庫など)
2-五-イ 及びロ (防災備蓄倉庫)	この号に係る要件は、本事業において補助対象とはならない通常在館者分に係る防災備蓄倉庫について、補助事業実施後も適切に維持管理されることを担保しようとするものです。 このため、イ及びロにおいては、通常在館者分に係る防災備蓄倉庫について、基礎事業の適用を受けて合わせて整備するか、既に整備していることを要件としています。 なお、基礎事業については、「I 4 基礎事業について」及び「IV 災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する問合せ先一覧」を参照するとともに、その内容・適用については、記載の所管部局にお問い合わせください。

2-五-ハ (防災備蓄倉庫)	基礎事業により整備されるもの以外に適切な維持管理が担保されるものとして、法的な担保が可能又は法令上の位置づけが明確なもの等を対象とする趣旨であり、具体的には次に掲げるものを対象としますので、書類の提出が必要となります。 なお、⑥に該当するか否かについては、個別に確認することとします。 ① 都市再生特別措置法第 45 条の 15 第 1 項の規定による管理協定が締結されているもの ② 地方公共団体が設置するもの（公立病院、公立高等学校等） ③ 地域防災計画等の災害対策に関する法定計画において帰宅困難者の受入施設として位置づけられているもの ④ 都市計画において帰宅困難者対策を実施するものとして位置づけられているもの ⑤ 防災備蓄倉庫について、都市再生特別措置法第 19 条の 19、津波防災地域づくりに関する法律第 15 条又は首都直下地震対策特別措置法第 20 条の規定に基づく容積率の特例措置が適用されているもの ⑥ その他、上記に準ずると認められるもの（例えば、地方公共団体の条例や第 2 第三十八号の協定に位置づけることで、帰宅困難者を受け入れることが担保されているものなどが想定されます。）
2-六 (事業着手)	本事業で対象とする事業の着手要件を規定しています。 具体的には、令和 13 年 3 月 31 日時点で、次のいずれかに該当することが必要です。 ① 工事等に着手していること 建築物の工事に着工していること（<u>基礎事業の補助を受けるものに限り</u>、基礎事業の一連として行われる従前建築物の除却工事に着手しているものも含みます。なお、基礎事業の補助を受けないものについては、補助対象となる工事に着工していることとします。） ② 補助を受けて設計等に着手していること 建築物の基本設計又は実施設計に着手していること（基礎事業の補助を受けるものに限ります。） ③ 事業認可等を了したもの 基礎事業について、次のいずれかに該当するもの等であって、かつ、令和 12 年度中に着工することが確実なものについて対象とします。 イ 市街地再開発事業及び防災街区整備事業については、法律に基づく事業計画の認可済みであること ロ 学校については設立の認可、病院については開設の許可又は災害拠点病院等として制度要綱の施行後に新たな指定を受けているものであること
2-七	一時滞在施設を整備しようとする地域において、都市再生安全確保

(地域の取組との連携)、	計画等の作成の取組が行われている場合にあっては、本事業により整備される一時滞在施設が当該計画に位置づけられることで、一時滞在施設のより効率的な確保と効果的な滞在場所の提供が可能となるように措置しようとするものです。 地域の事情により、直ちに計画への位置づけが困難な場合等は、地方公共団体等と調整の上、位置づけ時期等について報告していただきます。
--------------	--

2 災害拠点病院等整備事業の要件について

3-1 (指定)	災害拠点病院等であることが本事業の適用要件であることから、災害拠点病院等として都道府県の指定がなされているものか、今後指定されることが確実であるものを対象とします。指定が確実であるか否かについては、都道府県による協議・調整状況に関する書面を提出していただくことにより確認します。 なお、災害拠点病院等の指定を受けることに伴い、その指定の要件に適合することも合わせて必要となります。 (参考) 平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第 2 号 災害時における医療体制の充実強化」(P. 73、最終改正：令和元年 7 月 17 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0717 第 8 号」) 及び令和元年 6 月 20 日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知「医政発 0620 第 8 号、障発 0620 第 1 号 災害拠点精神科病院の整備について」(P. 85)を参照のこと。 災害拠点病院等の指定については、都道府県の保健衛生所管部局に確認してください。
3-2	災害拠点病院等については、一号に掲げる要件のほかに、一時滞在施設の基準のうち三号から六号の基準を満たす必要があります。 なお、2-4に掲げる要件に関し、災害拠点病院等では、指定要件として3日分程度の備蓄が求められているため(P. 73、平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第 2 号 災害時における医療体制の充実強化」「別紙 災害拠点病院指定要件(2)①ウ. その他」(P81、最終改正：令和元年 7 月 17 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0717 第 8 号」) 及び令和元年 6 月 20 日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知「医政発 0620 第 8 号、障発 0620 第 1 号 災害拠点精神科病院の整備について」(P. 85))、災害拠点病院等の指定を受けることで、2-4の要件を満たすこととして支障ありません。 また、2-5に掲げる要件に関し、公立病院については国の補助制度等が存在していないため同イ又はロの要件に該当するものではありません。

	せんが、地方公共団体が設置・管理するものであり、その適切な維持管理が見込まれますので、2-5-ハに該当することとして本事業の対象として取り扱います。
その他 (地域)	災害拠点病院等は都道府県により指定され、災害時医療の拠点的な施設としての機能を担うという施設の性格に鑑み、一時滞在施設とは異なり、対象地域は規定していません（災害拠点病院等として指定されるものであれば全国が対象です）。

5 国の補助金の交付対象等について

制度要綱 第8 補助金交付対象事業（抜粋）

二 災害時拠点強靱化緊急促進事業

地方公共団体が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業及び民間事業者等が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業

制度要綱 第9 国の補助（抜粋）

- 1 国は、地方公共団体が行う建築物耐震対策緊急促進事業及び災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。
- 2 国は、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業及び災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について補助を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

【解説】要綱の第8及び第9については、国の災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金を交付する対象事業を規定しているものです。具体的には、次の事業が交付対象となります。

- ① 地方公共団体が事業主体として実施する一時滞在施設又は災害拠点病院等の整備事業
- ② 一時滞在施設又は災害拠点病院等の整備事業を実施する事業主体となる民間事業者等に対して、地方公共団体が補助する事業

したがって、民間事業者等が事業主体として一時滞在施設等を整備する際に、国の補助金の交付を受けるためには、地方公共団体の補助を受けることが必要となります。

6 補助対象の考え方

交付要綱 第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助金の額

- 1 事業主体が地方公共団体の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の2分の1以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業にあつては、第1号から第3号に掲げる費用を合計した額の3分の2以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額の3分の2以内の額及び第4号に掲げる費用の2分の1以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1以内の額の合計額とする（ただし、建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る）。
 - 一 退避施設（受入スペース）の整備に要する費用
帰宅困難者等の円滑な受け入れのため付加的に必要となるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら帰宅困難者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあつてはその工事に要する費用を含む。）
 - 二 防災備蓄倉庫の整備に要する費用
帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる防災備蓄倉庫の工事に要する費用
 - 三 受入関連施設の整備に要する費用
帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要となる非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用照明設備・通信設備、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）等の設備を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費を含み、災害拠点病院等にあつては、大量の負傷者を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。）
 - 四 免震化に要する費用
免震構造とするための計画策定（設計）費用、免震構造とするための改修費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要となる費用
- 2 前項各号に掲げる施設・設備については帰宅困難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費については、帰宅困難者等と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。

【解説】

補助率、補助対象となる経費及びその額の算定方法については、災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱に規定されています。本事業では、帰宅困難者等を外部から受け入れるために付加的に必要となる施設・設備の整備費用（掛かり増し費用であり、以下「受入分」といいます。）を対象として補助金を交付するものです（ただし建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る）。

したがって、通常在館者分（以下「自家用分」といいます。）の整備費用は本事業の補助対象とはなりませんので留意してください（これは災害時拠点強靱化緊急促

進事業の補助対象にならないということであり、基礎事業の補助対象にならないことを意味するものではありません）。

また、新築する場合などは、受入分と自家用分を一体的に整備することが想定されますが、この場合、人数按分で補助対象額を計算することになります。第2項では、そうした場合の補助対象経費の基本的な取扱いを定めています。

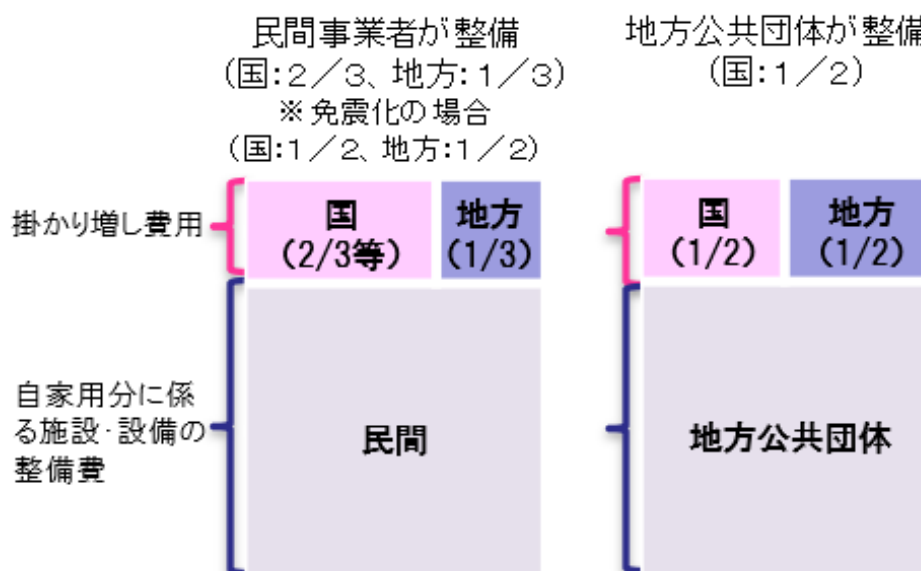
補助対象の基本的な考え方や具体的な算定方法は下記のとおりです。

i 補助率について

事業主体に応じた国の補助率を規定しています。

具体的には下図のとおりとなり、民間事業者等が事業主体である場合には、掛かり増し費用分は国と地方公共団体で補助する仕組みとなっています（）。

【支援イメージ】



なお、都市局所管事業の「都市安全確保促進事業」において補助対象としている退避施設、防災備蓄倉庫等は、「建築物の躯体工事を伴う場合を除く」としているところであり、災害時拠点強靱化緊急促進事業において「建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴う場合」としている規定は、両事業で一時滞在施設の補助対象が一部重複していることを整理する観点から設定しています。

については、災害拠点病院等の場合や、既存建築物に追加で受入関連施設等を整備するなど必ずしも建築確認申請を伴わない工事の場合については、本規定の設定趣旨を踏まえ、状況に応じて個別に判断しておりますので、まずは地方整備局等に相談してください。

ii 補助対象部分の特定

まず、災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助対象となるか否かについて、共通の・基本的な考え方を以下に示します。

自家用分（B）、整備が法令上義務付けられている設備等（C）及び建築工事に該当しない備品購入費等（D）は補助対象とはなりませんので留意してください。

< 共通 >

経費	経費の概要	補助金
A	災害時に備えた施設・設備のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要な分（以下「受入分」といいます。）の工事費	補助対象
B	災害時に備えた施設・設備のうち、通常在館者のために必要となる分（以下「自家用分」といいます。）の工事費	補助対象外
C	受入分（A）を整備するか否かに関わらず、建築基準法や消防法等の法令で整備が義務付けられている施設・設備の工事費	補助対象外
D	施設・設備の工事以外のもの（建築工事に含まれない備品の購入費等）	補助対象外

iii 個別施設・設備の整備に要する費用に係る考え方

＜一時滞在施設の場合＞ ○は補助対象を、×は補助対象外を示す

1-一	退避施設（受入スペース） 退避施設（受入スペース）とは、実際に帰宅困難者が滞在する“受入空間”と、パーテーション等の“区画”する設備、受入空間に至る廊下等の“経路”で構成されます。その際、受入空間については、協定で定める受入人数を受入可能であることが必要です（約 3.3 m²/2人を目安とします。ただし、実際の算出にあたっては、施設の状況や特性を考慮します。また、通路等として使用する部分等についての考慮も必要です）。なお、受入専用のスペースの整備を求めるものではありません。 ☐ 受入空間 ※下記○に該当する場合は、当該整備費全額が対象（受け入れ空間としての専用の部屋にとどまらず、会議室やホール、廊下などの一部をこれにあてることも可能ですが、補助対象となるのは、日常的には不要だが、帰宅困難者受け入れのために付加的に大きく整備したことの説明など、算出根拠が明示されることが必要です。） ○ 専ら帰宅困難者を受け入れるために付加的に整備する建築物の部分【A】 × 平常時における利用を目的に整備する建築物の部分【C】 ☐ 区画 ○ 平常時はロビー階等でセキュリティが確保されている執務階の会議室等を開放するため、追加的に必要な区画化に要する費用【A】 × ロビー階等において一般的に設けられるセキュリティ設備の設置等区画化に要する費用【C】 ☐ 経路 ○ 帰宅困難者を滞在させようとする部分に至るまでの経路をバリアフリー化するための整備費（ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」といいます。）に規定される特別特定建築物における移動円滑化経路である部分を除く。）【A】 × ホール、百貨店、物販店舗等のバリアフリー法に規定される特別特定建築物の移動円滑化経路をバリアフリー化するための整備費【C】
1-二	防災備蓄倉庫 自家用分と受入分の備蓄品（1人あたり3日分以上の食料、水等）を保管するための倉庫面積が確保されること。 ☐ 倉庫 ○ 自家用分と受入分を共用する場合にあつては、備蓄倉庫の工事費のうち受入分にかかる額（原則人数按分による）【A】 × 通常在館者分の工事費【B】 ☐ ラック・棚等

	○ 受入分に対応した据え付け型のラック等【A】 × 自家用分に対応した据え付け型のラック等【B】 × 固定されていないラック等【D】
	□備蓄品 × 受入分、自家用分の購入費のいずれも【D】
1-3	受入関連設備 □非常用発電機 災害時専用の発電設備のみならず、常用防災兼用発電設備（常用コージェネレーションシステムの非常用発電機としての機能分を含む）についても補助対象となります（ただし、売電により商用利用される容量相当分は除きます。）。 ○ 消防用設備等に電力供給するために通常確保しなければならない電力容量を超える部分のうち受入分（原則人数按分による）に係る発電設備又は蓄電池の整備費【A】 ○ 受入分に対応した発電量を少なくとも3日間維持するために必要となる燃料を備蓄するための燃料タンク等の設置費【A】 × 自家用分に対応した発電容量等に係る発電設備又は蓄電池の整備費【B】 × 非常用発電設備等（消防用設備等に電力供給しなければならない電力容量分しかない発電設備又は蓄電池）の整備費【C】 □耐震性貯水槽 災害時に槽内の水を帰宅困難者等のための生活用水として利用可能な貯水槽を対象とします。 ○ 貯水槽の整備費のうち受入分に係る額（ただし、消防用水と兼用する貯水槽の場合には、当該消防用水分の貯水量を除いた貯水量相当額を原則人数按分したもの）【A】 ○ 飲料用の水に浄化するためのろ過装置設備を追加で整備する場合（原則人数按分による）【A】 × 通常在館者分のみに対応した容量の貯水槽【C】 × 消防用水としての貯水量にのみ対応した貯水槽【C】 □防災井戸 その掘削に際して、地方公共団体に防災用として許可を得たもの及び被災時に井戸水を提供するもの防災用井戸として地方公共団体に登録されるものを対象とします。 ○ 井戸の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による）【A】 ○ 井戸水を汲み上げるための揚水機、浄化設備及び配水管の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による）【A】 ○ 飲料用の水に浄化するためのろ過装置設備を追加で整備する場合（原則人数按分による）【A】 × 井戸の整備費のうち自家用分に係る額【B】 × 日常的に利用する井戸の整備費【C】

	□マンホールトイレ 1 基あたりの使用想定人数は 50～100 人を目安とし、整備された分を補助対象とします。なお、上記はあくまで目安であり、現場の状況や使用する帰宅困難者の属性等に応じて想定人数をより少なく設定することも可能です。 ○ 受入人数を使用想定人数で除して得た数値（端数切上げ）分の整備費（ブースを含む）【A】 注）上記の数のマンホールトイレの整備を求めるものではなく、補助対象とする範囲を明らかにするためのものです。
	□非常用通信設備 被災時においても確実に地方公共団体等関係機関と通信可能な接続回線（衛星回線インターネット、地方公共団体との専用の有線・無線回線等通信方法は限定しません。）を用いた通信設備を対象とします。 ○ 上記通信設備の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による。ただし、帰宅困難者受入に伴い地方公共団体と専用の回線設備を設けるものにあつては、人数按分は不要とする。）【A】 × 携帯型の通信機器の購入費【D】
	□非常用情報提供設備 受け入れた帰宅困難者に対して、被災状況や公共交通機関の運行状況等の情報を提供するためのディスプレイ等の設備機器 ○ 上記情報提供設備の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による。ただし、帰宅困難者受入のために情報提供設備を設けるものにあつては、人数按分は不要とする。）【A】 × 携帯型ラジオ等の購入費【D】
	□その他付加的に必要な施設 上記のほか、帰宅困難者を外部から受け入れるための付加的な整備部分が明確な場合には補助の対象とすることができます。 ・非常用照明設備 ○帰宅困難者の受入に伴って追加的に必要となる非常用照明設備の整備費（通常在館者と共用する場合には原則人数按分による）【A】 × 建築基準法上必要な非常用照明設備の整備費【C】 ・制震部材、免震装置等 ○帰宅困難者の受入を行うため、建築物の構造耐力強化の理由が明確に説明可能であり、かつ、そのかかり増し分が算出できる場合【A】 ×一般的な建築物の構造力強化を企図した免震装置等を導入する場合【C】
1-四	免震化 免震化は基本的に建物全体を免震構造とするため、通常在館者分と帰宅困難者等受け入れ分（または負傷者受け入れ分）を合わせて免震化を行う

	こととなります。 掛かり増し費用の算定において、帰宅困難者受入れ分（または負傷者受入れ分）の建物の部分がない場合の免震化の費用を算出することは困難であることから、面積按分による補助対象事業費の算定を行う（例えば、受け入れ分として必要なスペースを建築物の延べ面積で除して按分比を算定する）ことを基本とします。 算定方法については、付加的費用として適切と説明可能かどうか、地方公共団体等と事前協議を行うこと。 ※上記の延べ面積は建築基準法における容積率を算定する延べ面積とします。
	□計画策定（設計）費用 ○ 免震構造とするための計画策定（設計）費用のうち、専ら帰宅困難者を受け入れるために付加的に整備する建築物の部分にかかるもの【A】
	□改修費用 ○ 免震構造とするための改修費用のうち、専ら帰宅困難者を受け入れるために付加的に整備する建築物の部分にかかるもの【A】

<災害拠点病院等の場合> ○は補助対象を、×は補助対象外を示す

1-1	受入スペース（原則、一時滞在施設と同じ考え方で検討してください。）
	□受入空間 ※下記○に該当する場合は、当該整備費全額が対象 ○ 専ら負傷者等を受け入れるために付加的に整備するスペース【A】 × 平常時における利用を目的に整備をするスペース【C】
	□区画 ○ 平常時は待合スペース等として利用されている空間を受入スペースとして一部開放するため、追加的に必要な区画化に要する費用【A】 × 一般的に設けられるセキュリティ設備の設置等区画化に要する費用【C】
	□経路 ○ 負傷者等を受け入れる部分に至るまでの経路について、電力等の供給が止まった場合においてもバリアフリー化するための整備費（スロープ等）【A】
1-2	防災備蓄倉庫 備蓄品（1人あたり3日分の食料、水等並びに医薬品、医療機器及び簡易ベッド等）を保管するための倉庫面積が確保されること。
	□倉庫 ○ 自家用分と受入分を共用する場合にあっては、備蓄倉庫の工事費

	のうち受入分に係る額（原則人数按分による）【A】 × 自家用分の工事費【B】
	□ラック・棚等 ○ 受入分に対応した据え付け型のラック等【A】 × 自家用分に対応した据え付け型のラック等【B】 × 固定されていないラック等【D】
	□備蓄品（医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む） × 受入分、自家用分の購入費のいずれも【D】
1-三	受入関連設備 整備される発電機容量が平常時消費電力の6割以上であること（災害拠点病院等の指定要件を勘案）。
	□発電設備・蓄電池 災害時専用の発電設備のみならず、常用防災兼用発電設備（常用コージェネレーションシステムの非常用発電機としての機能分を含む）についても補助対象となります（ただし、売電により商用利用される容量相当分は除きます。）。 ○ 消防用設備等に電力供給するために確保しなければならない電力容量を超えるうち受入分（原則人数按分による）に係る発電設備又は蓄電池の整備費【A】 ○ 受入分に対応した発電量を3日分維持するために必要な燃料備蓄設備の整備費【A】 × 自家用分に対応した発電容量等に係る発電設備又は蓄電池の整備費【B】 × 非常用発電設備等（消防用設備等に電力供給しなければならない電力容量分しかない発電設備又は蓄電池）の整備費【C】
	□貯水槽 災害時に槽内の水を負傷者等のための生活用水等として利用可能な貯水槽を対象とします。 ○ 貯水槽の整備費のうち受入分に係る額（ただし、消防用水と兼用する貯水槽の場合には、当該消防用水分の貯水量を除いた貯水量に対応した整備費）【A】 ○ 診療用や飲料用の水に浄化するためのろ過装置設備を追加で整備する場合（原則人数按分による）【A】 ○ 現在整備されているものに加え、受入れの負傷者等用に、追加で整備するもの【A】 × 通常在館者分のみに対応した容量の貯水槽【C】 × 消防用水としての貯水量にのみ対応した貯水槽【C】
	□防災井戸 災害拠点病院等において、病院機能を維持するために管理する井戸を対象とします。

○ 井戸の整備費のうち受入分に係る額（通常在館者数と受入人数の按分による）【A】 ○ 井戸水を汲み上げるための揚水機、浄化設備及び配水管の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による）【A】 ○ 診療用や飲料用の水に浄化するためのろ過装置設備を追加で整備する場合（原則人数按分による）【A】 ○ 現在整備されているものに加え、受入れの負傷者等用に、追加で整備するもの【A】 × 井戸の整備費のうち自家用分に係る額【B】 × 日常的に利用する井戸の整備費【C】
□マンホールトイレ 1 基あたりの使用想定人数は 50～100 人を目安とし、整備された分を補助対象とします。なお、上記はあくまで目安であり、災害拠点病院等において想定される使用状況に応じて想定人数をより少なく設定することも可能です。 ○ 受入人数を使用想定人数で除して得た数値（端数切上げ）分の整備費（ブースを含む）【A】 注）上記の数のマンホールトイレの整備を求めるものではなく、補助対象とする範囲を明らかにするためのものです。
□照明設備 ○ 負傷者等の受入に伴って追加的に必要となる非常用照明設備整備費（人数按分は不要。ただし、非常用照明設備について、通常在館者と共用する場合には、原則人数按分による。）【A】 × 建築基準法上必要な非常用照明設備の整備費【C】
□非常用通信設備 被災時においても確実に地方公共団体等関係機関と通信可能な接続回線（衛星回線インターネット、地方公共団体と情報交換を行うための専用の有線・無線回線等通信方法は限定しません。）を用いた通信設備を対象とします。 ○ 上記通信設備の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による。ただし、負傷者等受入に伴い地方公共団体と専用の回線設備を設けるものにあっては、人数按分は不要とする。）【A】 × 携帯型の通信機器の購入費【D】
□非常用情報提供設備 受け入れた負傷者等に対して、被災状況や公共交通機関の運行状況等の情報を提供するためのディスプレイ等の設備機器 ○ 上記情報提供設備の整備費のうち受入分に係る額（原則人数按分による。ただし、負傷者等受入のために情報提供設備を設けるものにあっては、人数按分は不要とする。）【A】 × 携帯型ラジオ等の購入費【D】
□災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート

	災害拠点病院等において、専ら災害時用に使われる大型ヘリコプター（総重量概ね８トンを超えるもの）に対応するヘリポートを整備する場合、補助の対象とすることができます。（ただし中型ヘリコプター（総重量概ね４トン～８トン）を整備するとした場合から付加的に必要なとなる整備費（かかり増し分の整備費）が補助対象となります。） × 専ら災害時以外の救急医療に使われる中型ヘリコプター（総重量概ね４トン～８トン）やドクターヘリ用のヘリポートを整備する場合（大型ヘリコプターは離着陸できない場合）
1-四	免震化 免震化は基本的に建物全体を免震構造とするため、通常在館者分と帰宅困難者等受け入れ分（または負傷者受け入れ分）を合わせて免震化を行うこととなります。 掛かり増し費用の算定において、帰宅困難者受入れ分（または負傷者受入れ分）の建物の部分がない場合の免震化の費用を算出することは困難であることから、面積按分による補助対象事業費の算定を行う（例えば、受け入れ分として必要なスペースを建築物の延べ面積で除して按分比を算定する）ことを基本とします。 算定方法については、付加的費用として適切と説明可能かどうか、地方公共団体等と事前協議を行うこと。 ※上記の延べ面積は建築基準法における容積率を算定する延べ面積とします。 ☐ 計画策定（設計）費用 ○ 免震構造とするための計画策定（設計）費用のうち、専ら帰宅困難者を受け入れるために付加的に整備する建築物の部分にかかるもの【Ａ】 ☐ 改修費用 ○ 免震構造とするための改修費用のうち、専ら帰宅困難者を受け入れるために付加的に整備する建築物の部分にかかるもの【Ａ】

注）上記の内容は、災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る補助対象を解説したものであって、他省庁が所掌する補助制度等の補助対象を解説するものではありませんのでご注意ください。

iv 施設・設備が帰宅困難者等を受け入れるためとその他目的のために共通して整備される施設・設備の整備に要する費用の按分の考え方

<一時滞在施設の場合>

通常在館者数	☐ オフィスビル 大規模災害時に、実際に在館しており、かつそのまま当該施設での滞在を余儀なくされる人数を想定するものであることを念頭に、過大・過小とならないよう、できるだけ実態に即して算出することを原則としつつ、下記に参考としてください。原則として当該建築物における従業員数（実数による）で算出することとしますが、これが難しい場合は建築物の延べ面積を 25 m²／人（一人当たり床面積）で除して得た数とします。 ※上記の延べ面積は建築基準法における容積率を算定する延べ面積とします。																							
	☐ 店舗等 以下を合計した数 ・ 来店者数（実数による。ただし、これにより難しい場合は、大規模小売店舗立地法の原単位によることができる。） ・ 従業員数（実数による） （参考）大規模小売店舗立地法での交通量と駐車場規模の算定方法 ピーク来店者数＝店舗面積当たり日来店客数原単位（A） ×当該店舗面積（S）×ピーク率（B） ■ A：店舗面積当たり日来店客数原単位（人／千m²） <table><tr><td></td><td colspan="2">商業地区</td><td colspan="2">その他地区</td></tr><tr><td rowspan="2">人口 40 万人以上</td><td>1,500－20 S</td><td>(S < 20)</td><td>1,400－40 S</td><td>(S < 10)</td></tr><tr><td>1,100</td><td>(S ≥ 20)</td><td>1,100</td><td>(S ≥ 10)</td></tr><tr><td rowspan="2">人口 40 万人以下</td><td>1,100－30 S</td><td>(S < 5)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>950</td><td>(S ≥ 5)</td><td></td><td></td></tr></table> ■ B：ピーク率（％）＝ピーク 1 時間の来客数／日来客数 ■ S：当該店舗面積（千m²）		商業地区		その他地区		人口 40 万人以上	1,500－20 S	(S < 20)	1,400－40 S	(S < 10)	1,100	(S ≥ 20)	1,100	(S ≥ 10)	人口 40 万人以下	1,100－30 S	(S < 5)			950	(S ≥ 5)		
	商業地区		その他地区																					
人口 40 万人以上	1,500－20 S	(S < 20)	1,400－40 S	(S < 10)																				
	1,100	(S ≥ 20)	1,100	(S ≥ 10)																				
人口 40 万人以下	1,100－30 S	(S < 5)																						
	950	(S ≥ 5)																						
	☐ ホール、劇場等 以下を合計した数（実数による） ・ ホール等の定員数 ・ 従業員数																							
	☐ 学校 以下を合計した数（実数による） ・ 学生、生徒又は児童数 ・ 教職員数 ※在籍数とする必要はありません。																							
受入人数	地方公共団体と締結する協定において取り決める帰宅困難者の受入予定数																							

注)「実数による」とは、建築計画時等における想定を含むこととし、平常時における単位時間あたりの最大在館者数をいうものとします。

注) 上記の方法によらず、たとえば区民利用施設など徒歩圏内の利用者を想定した施設においては、実情に応じ通常在館者数を減じることも可能です。

<災害拠点病院等の場合>

通常在館者数	以下を合計した数 ・病床数（入院患者数実数又は定員数による） ・平均外来患者数（実数による（前年度の外来患者総数を開院日数で除した数字等）） ・職員数（医師、看護師等を含む実数による）
受入人数	原則として災害拠点病院等として想定している負傷者等の受入人数とします。なお、災害拠点病院において、これにより難しい場合は、以下を合計した数とします。 ・病床数と同数 ・平均外来患者数を4倍にした数

注) 上記の内容は、災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る補助対象を解説したものであって、他省庁が所掌する補助制度等の補助対象を解説するものではありませんのでご注意ください。

注) 「通常在館者数」の考え方及び「実数」の考え方については、一時滞在施設の箇所に記載の内容と同様

（参考）整備される受入関連設備の補助対象部分の考え方

(a) 給水施設整備費

補助対象となる防災井戸又は貯水槽を整備する場合に、当該防災井戸等から帰宅困難者等が利用する場所までの給水用配管の工事費が補助対象となります。

(b) 電気施設整備費

補助対象となる発電設備を整備する場合に、当該発電設備から帰宅困難者等の受入スペース（トイレ等の必要なユーティリティスペースを含む。）への主配線や分電盤及び補助対象となるポンプ施設等の設備機器への動力配線の工事費が対象となります。

また、災害時に発電した際に幹線への電気の逆流を防止するための制御盤の設置費用についても補助対象となります。

(d) ガス供給施設整備費

原則として、補助対象外です。

なお、災害時用の特別な施設整備、例えば災害拠点病院等の受付ホールや廊下等において、治療等のために必要となる酸素ガス吸入用等のガス配管を整備する場合は補助対象となります。

(e) 受入関連設備室整備費

原則として、補助対象外です。

ただし、受入分に係る設備機器容量が自家用分に係る設備機器容量に比べて著しく大きい場合、設備機器の設置室が相当程度大きくなる場合には補助対象となり得ます。

Ⅲ 関連要綱等

1 住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱

令和 7 年 3 月 31 日 国住街第 144 号、国住市第 98 号、国住木第 110 号
国土交通省住宅局長通知
〔最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 国住街 188 号、国住市第 182 号、国住木第 172 号〕

第 1 目的

この要綱は、災害に強い国土・地域の構築に向け、大規模災害発生時等における住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成を緊急的に促進するため、大規模な建築物の耐震診断・耐震改修等を行う事業、大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者を受け入れるために必要となるスペース、防災備蓄倉庫及び設備等を整備する事業、狭あい道路の解消に向けて実施するモデル性の高い事業及び災害発生時等の担い手確保若しくは初動対応の迅速化を図るモデル性の高い事業について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図るための制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 住宅・建築物防災力緊急促進事業

この要綱において定めるところに従って実施される建築物耐震対策緊急促進事業、災害時拠点強靱化緊急促進事業、地域防災力向上支援モデル事業、暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業、評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業をいう。

二 建築物耐震対策緊急促進事業

大規模な建築物等の耐震化を促進するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、建築物等の耐震化の支援に関する事業並びに耐震改修及び建替え等に関する事業をいう。

三 災害時拠点強靱化緊急促進事業

大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者に対応するため、この要綱において定めるところに従って実施される事業で、一時滞在施設及び災害拠点病院等の整備に関する事業をいう。

四 地域防災力向上支援モデル事業

この要綱において定めるところに従って実施される狭あい道路の解消に向けて実施する次のイ及びロに係るモデル性の高い事業（以下「狭あい道路情報整備モデル事業」という。）をいう。

イ 重点的に安全性を確保すべき地域（以下「重点地域」という。）及び重点的に拡幅等整備を行う路線（以下「重点路線」という。）を選定し、地域における狭あい道路の解消に向けた整備方針（以下「整備方針」という。）を策定するために要する調査・検討

ロ 整備方針に沿った整備の実施に伴う地域コミュニティとの交渉・調整

五 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業

この要綱において定めるところに従って実施される、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが、

地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、災害発生時に備えて事前に実施するモデル性の高い取組に関する事業をいう。

六 評価・調査事業

大規模災害発生時等における住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成に係る評価・調査を行う事業をいう。

七 普及・広報事業

大規模災害発生時等における住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成に係る普及・広報を行う事業をいう。

八 事務事業

第2号、第4号及び第5号に掲げる事業を行う者に必要な費用の交付等の事務を行う事業をいう。

九 基礎事業

次に掲げる交付金又は補助金を受けて施設・建築物の整備を行うものをいう。

イ 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金その他の施設・建築物の整備に対する交付金又は補助金

ロ 復興庁所管の東日本大震災復興交付金

ハ 文部科学省所管の学校施設環境改善交付金、私立学校施設整備費補助金その他の学校施設の整備に対する交付金又は補助金

ニ 厚生労働省所管の医療提供体制施設整備交付金、医療施設運営費等補助金その他の医療施設の整備に対する交付金又は補助金

十 事業主体

住宅・建築物防災力緊急促進事業を実施する地方公共団体及び民間事業者等をいう。

十一 住宅

一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。

十二 マンション

共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

十三 建築物

第2号に掲げる事業において、第11号に掲げる住宅以外の建築物をいう。

十四 建築物等

第11号に掲げる住宅及び第13号に掲げる建築物をいう。

十五 要緊急安全確認大規模建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

十六 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実な住宅又は建築物をいう。

十七 通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物として位置付けられることが確実な住宅又は建築物をいう。

十八 超高層建築物等

高さが60メートルを超える住宅若しくは建築物又は免震建築物である住宅若しくは建築物をいう。

十九 一時滞在施設

第38号に規定する協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、学校等の施設・建築物をいう。

二十 避難場所

第 38 号に規定する協定に基づき、避難者を一時的に受け入れる民間オフィスビル、商業施設、マンション等の施設・建築物をいう。

二十一 災害拠点病院等

平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」に基づく災害拠点病院及び令和元年 6 月 20 日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知「医政発 0620 第 8 号、障発 0620 第 1 号 災害拠点精神科病院の整備について」に基づく災害拠点精神科病院をいう。

二十二 退避施設（受入スペース）

帰宅困難者、負傷者又は避難者を受入可能なエントランスホール、ロビー、多目的ホール、集会場、貸会議室その他これらに類する建築物の部分又は建築物の敷地内の部分（風雨にさらされないよう措置されるものに限る。）をいう。

二十三 備蓄品

災害時に備えた食料、水及びブランケット（災害拠点病院等の場合にあつては、医薬品、医療器具及び簡易ベッドを含む。）をいう。

二十四 防災備蓄倉庫

前号に規定する備蓄品を保管するための倉庫をいう。

二十五 受入関連施設

災害時に使用する非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）等の施設をいう。

二十六 耐震改修促進計画等

次のいずれかの計画をいう。

イ 耐震改修促進計画

耐震改修促進法第 5 条第 1 項の都道府県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第 6 条第 1 項の市町村耐震改修促進計画をいう。

ロ 耐震診断実施計画

耐震改修促進法第 32 条に規定する耐震改修支援センターが作成する耐震診断に係る計画をいう。

二十七 地域防災計画

災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画をいう。

二十八 都市再生安全確保計画等

都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 19 条の 15 に規定する都市再生安全確保計画及び都市安全確保促進事業制度要綱（平成 24 年 6 月 14 日付け国都まち第 21 号）第 2 条第 2 項に規定するエリア防災計画をいう。

二十九 国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第 13 条に規定する国土強靱化地域計画をいう。

三十 帰宅困難者

地震発生時等に外出している者のうち、自宅が遠距離にあること等により帰宅できない者であつて、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。

三十一 通常在館者

平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。

三十二 緊急輸送道路

地域防災計画及び耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。

三十三 避難路

地域防災計画又は耐震改修促進計画に位置付けた避難路をいう。

三十四 避難地

地域防災計画に位置付けた避難地をいう。

三十五 避難路沿道等

避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

三十六 密集市街地

次に掲げる要件に該当する市街地をいう。

イ 地区内の換算老朽住宅戸数が 50 戸以上であること。ただし、重点供給地域にあつては 25 戸以上であること。

ロ 原則として、次表の左欄に掲げる地区の住宅戸数密度の区分に応じ、地区内の住宅の戸数に対する換算老朽住宅戸数の割合が同表の右欄に掲げる割合以上であること。

地区の住宅戸数密度	地区内の住宅戸数に対する 換算老朽住宅戸数の割合
30 戸/ha 以上 40 戸/ha 未満	7 割
40 戸/ha 以上 50 戸/ha 未満	6 割
50 戸/ha 以上 60 戸/ha 未満	5 割
60 戸/ha 以上 70 戸/ha 未満	4 割
70 戸/ha 以上	3 割

※ 換算老朽住宅戸数とは、老朽住宅等の戸数及び別表「建築物の老朽度等の測定基準」による評点が 100 以上 130 未満である住宅の戸数に 10 分の 8 を乗じて得た戸数の合計をいう。

三十七 長周期通知

平成 28 年 6 月 24 日付国住指 1111 号「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」をいう。

三十八 協定

帰宅困難者又は避難者（以下この号において「帰宅困難者等」という。）の受入を行う一時滞在施設の所有者又は管理者と当該一時滞在施設の存する地方公共団体との間において、帰宅困難者等の受入人数のほか、一時滞在施設であることについての情報提供や帰宅困難者等の誘導の方法を含む帰宅困難者等の受入に関する事項について定めた取り決めをいう。

三十九 評価方法基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）をいう。

四十 省エネ基準

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

四十一 ZEH 水準

強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

四十二 ZEB 水準

再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。

四十三 狭あい道路

建築基準法第 42 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による指定を受けた道

路、同法に基づく指定を受けていない通路又は同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものをいう。

四十四 指定道路図

建築基準法施行規則第10条の2第1項に規定する指定道路図をいう。

四十五 指定道路調書

建築基準法施行規則第10条の2第1項に規定する指定道路調書をいう。

四十六 地域グループ

第10号に掲げる事業主体のうち、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成され、第6号に掲げる事業に取り組むグループをいう。

四十七 地域協議会

第10号に掲げる事業主体のうち、地方公共団体及び原則として複数の前号に掲げる地域グループで構成されるものをいう。

四十八 災害協定等

地域グループと地方公共団体との間において、災害発生時の対応等に関する事項について定めた取り決め等をいう。

四十九 木造応急仮設住宅

第11号に掲げる住宅のうち、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）第2条第2号に規定する建設型応急住宅であって、木造のものをいう。

第3 建築物耐震対策緊急促進事業の実施

1 事業主体は、耐震改修促進法及び耐震改修促進計画等に基づき、次の各号に掲げる事業を実施することができる。

一 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する次の事業

イ 要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）

ロ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。）

二 要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する次の事業

イ 要安全確認計画記載建築物の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）

ロ 要安全確認計画記載建築物に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）

ハ 要安全確認計画記載建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）

三 避難場所等となる避難所等の耐震化に関する次の事業

イ 避難場所等となる避難所等の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）

ロ 避難場所等となる避難所等に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）

ハ 避難場所等となる避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）

四 避難場所等となるマンションの耐震化に関する次の事業

イ 避難場所等となるマンションの耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）

ロ 避難場所等となるマンションに係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）

ハ 避難場所等となるマンションの耐震改修又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）

五 避難場所等となる建築物の耐震化に関する次の事業

- イ 避難場所等となる建築物の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）
- ロ 避難場所等となる建築物に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）
- ハ 避難場所等となる建築物の耐震改修又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）
- 六 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震化に関する次の事業
 - イ 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）
 - ロ 緊急輸送道路沿道の建築物等に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）
 - ハ 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。）
- 七 避難路沿道等の建築物等の耐震化に関する次の事業
 - イ 避難路沿道等の建築物等の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）
 - ロ 避難路沿道等の建築物等に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）
 - ハ 避難路沿道等の建築物等の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。）
- 八 避難場所等の天井の耐震改修に関する事業（天井の除却を含む。）
- 九 避難場所等のエレベーターの防災対策改修に関する事業
- 十 避難場所等のエスカレーターの脱落防止措置に関する事業
- 十一 超高層建築物等の耐震化に関する次の事業
 - イ 超高層建築物等の長周期地震動対策に関する詳細診断
 - ロ 超高層建築物等に係る耐震化のための計画の策定
 - ハ 超高層建築物等の長周期地震動対策として行う制震改修等に関する事業
- 十二 耐震促進事業

第1号から第11号までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業（交付金交付要綱第6第2号ロの①～④に掲げるものを除く。この場合において、「交付金事業者」を事業主体に読み替えるものとする。）
- 十三 耐震改修等と併せて行う省エネ化に関する次の事業
 - イ 住宅の省エネ化の支援に関する次の事業
 - (1) 住宅の省エネ診断
 - (2) 住宅に係る省エネ化のための計画の策定
 - ロ 建築物の省エネ化の支援に関する次の事業
 - (1) 建築物の省エネ診断
 - (2) 建築物に係る省エネ化のための計画の策定
 - ハ 住宅の省エネ改修、建替えに関する事業
 - ニ 建築物の省エネ改修、建替えに関する事業
- 2 前項第1号から第7号までの事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものでなくてはならない。
 - 一 耐震診断及び耐震化のための計画の策定

耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行われること。
 - 二 耐震改修、建替え又は除却に関する事業

次に掲げる要件の全てに適合すること。

 - イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
 - ロ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。（除却する場合を除く。）
 - 三 建替えに関する事業

イ 建替え後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定す

る土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること。

ロ 原則として、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものでないこと。

ハ 地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においては ZEH 水準、非住宅部分においては ZEB 水準に適合すること。

3 第 1 項第 3 号の事業は、前項に掲げる要件のほか、対象となる避難所等は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなくてはならない。

一 避難所等として地域防災計画に位置付けられているか又は位置付けられることが確実であること。

二 10 年間以上避難所等として活用されるものであること。

三 災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられていること。

4 第 1 項第 5 号の事業は、第 2 項に掲げる要件のほか、対象となる建築物は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなくてはならない。

一 次のいずれかに該当するものであること

イ 災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等をいう。）

ロ 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物（百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテル等をいう。）

二 延べ面積が 1,000 ㎡（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 ㎡）以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

5 第 1 項第 6 号の事業は、第 2 項に掲げる要件のほか、次の各号に掲げる要件に適合するものでなくてはならない。

一 緊急輸送道路が、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路又は市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊施設等）を連絡する道路であること。

二 次のいずれかに該当する建築物等であること

イ 通行障害既存耐震不適格建築物

ロ そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路、避難路又は避難地の境界線までの水平距離に、前面の緊急輸送道路、避難路又は避難地の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものを超える住宅

三 構造が耐震上著しく危険であると認められ、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められる建築物等であること。

6 第 1 項第 7 号の事業は、第 2 項に掲げる要件のほか、対象となる建築物等は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなくてはならない。

一 次のいずれかに該当するものであること

イ 通行障害既存耐震不適格建築物

ロ そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路、避難路又は避難地の境界線までの水平距離に、前面の緊急輸送道路、避難路又は避難地の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えたものを超える住宅

二 構造が耐震上著しく危険であると認められ、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

三 倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。（避難路沿道等の建築物及びマンションに限る。）

7 第 1 項第 8 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- 一 次のいずれかに該当する建築物に設けられた天井であること。
 - イ 災害時に重要な機能を果たす建築物
 - ロ 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用に供する建築物
 - 二 当該天井の設置されている建築物の延べ面積が 1,000 m²（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 m²）以上であること。
 - 三 当該天井は、吊り天井であって、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 居室、廊下その他の人が日常立ち入る場所に設けられるもの
 - ロ 高さが 6 m を超える天井の部分で、水平投影面積が 200 m² を超える部分を含むもの
 - ハ 天井面構成部材等の 1 m² 当たりの平均質量が 2 k g を超えるもの
 - 四 当該天井の設置されている建築物の構造躯体は、地震に対して安全な構造であること。
 - 五 耐震診断の結果、当該天井の脱落の危険性があると判断されたものであること。
 - 六 耐震改修の結果、当該天井が地震に対して安全な構造となること。（当該天井を除却する場合を除く。）
- 8 第 1 項第 9 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修（地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策、主要な支持部分の構造に係る工事、リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加をいう。以下同じ。）であること。
 - イ 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）の既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域
 - ロ 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）の既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域
 - ハ 中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）の都市整備区域又は都市開発区域
 - 二 人口 5 万以上の市の区域
 - ホ 耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域
- 二 次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられているエレベーターであること。
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 18 号に規定する特定建築物であること。
 - ロ 延べ面積が 1,000 m²（幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては 500 m²）以上の住宅・建築物であること。
 - ハ 長期修繕計画又は維持保全計画を作成された住宅・建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している住宅・建築物であること。
 - ニ 構造躯体は、地震に対して安全な構造である住宅・建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）であること。
 - 三 エレベーターの防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること。
- 9 第 1 項第 10 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 次のいずれかの区域に存する建築物に設けられているエスカレーターの脱落防止措置であること。

- イ 前項第 1 号イからハまでのいずれかの区域
- ロ 耐震改修促進計画等においてエスカレーターの脱落防止措置を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域
- 二 次に掲げる要件に該当する建築物に設けられているエスカレーターであること。
- イ 前項第 2 号イ、ロ及びニの要件に該当する建築物であること。
- ロ 長期修繕計画又は維持保全計画を作成された建築物であり、かつ、その中でエスカレーターを修繕項目として設定している建築物であること。
- 三 エスカレーターの脱落防止措置の結果、エスカレーターが安全な構造となること。
- 10 第 1 項第 11 号イ及びロの事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 次のいずれかの要件に該当するものであること。
 - イ 長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域にあるマンションを含む区分所有建築物であるもの。
 - ロ 平成 12 年 5 月以前に建築されたもので、長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域にあるもの。
 - ハ 平成 12 年 6 月以降に建築されたもので、長周期通知に示す長周期地震動対策の対象区域のうち、想定される地震動が非常に大きい区域（SZ1、CH1 及び OS1 の区域）又は、比較的大きい区域（SZ2、CH2 及び OS2 の区域）にあるもの。
 - 二 構造計算において長周期地震動に対する安全性の確認が行われていないものであること
- 11 第 1 項第 11 号ハの事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 前項第一号の要件に該当するものであること
 - 二 詳細診断の結果、長周期地震動により倒壊若しくは損傷（構造上主要な部分の損傷又は周辺への影響がある外壁等の損傷に限る。）の危険性があると判断されたものであること
 - 三 制震改修等の結果、長周期地震動に対して安全な構造となること
- 12 第 1 項第 12 号の事業は、同項第 1 号から第 12 号までの全体事業費の 10 分の 2 以内において実施する事業でなくてはならない。
- 13 第 1 項第 13 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 第 2 項から第 6 項までに規定する第 1 項第 1 号から第 7 号の事業のいずれかの要件に適合すること。
 - 二 社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 16－（20）に規定する住宅・建築物省エネ改修推進事業の要件に適合すること。
- 14 第 1 項第 1 号から第 13 号までの事業は、令和 13 年 3 月 31 日までに着手されたものでなくてはならない。

第 4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施

- 1 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施することができる。
 - 一 一時滞在施設整備事業
 - 一時滞在施設として、帰宅困難者を受け入れるための退避施設（受入スペース）、防災備蓄倉庫若しくは受入関連施設の整備又は一時滞在施設の免震化
 - 二 災害拠点病院等整備事業
 - 災害拠点病院等として、第 2 第 21 号の通知において厚生労働省が定める指定の要件に適合させるための受入スペース、備蓄倉庫若しくは受入関連設備の整備又は一時滞在施設の免震化
- 2 前項第 1 号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 大規模災害発生時において 100 人以上（既存の建築物を活用する場合にあっては、20 人以上）の帰宅困難者を受け入れることに関して地方公共団体と協定

- を締結するものであること
- 二 次のいずれかの区域内において整備されるものであること
- イ 都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域
- ロ 国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域
- ハ その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域
- 三 次のいずれかに該当する耐震性を有するものであること
- イ 新築する場合にあっては、構造躯体の倒壊等防止に関する基準に適合すること（評価方法基準第5の1の1-1に規定する耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2に相当）又は免震構造若しくは制震構造の採用等により、地震被災時における躯体の保全に配慮していること。
- ロ 既存の建築物を改修等する場合にあっては、旧耐震基準により建築されたものについては、地震に対して安全な構造とするための改修が行われるものであること。（耐震診断等により地震に対して安全な構造であることが明らかかなものを除く。）
- ハ 上記のほか、国又は地方公共団体が別に定める構造基準がある場合においては、当該基準に適合すること。
- 四 通常在館者及び帰宅困難者等が、当該施設において3日間滞在するために必要となる備蓄品を保管可能な備蓄倉庫が確保されるものであること。
- 五 通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄倉庫については、次のいずれかに該当するものであること。
- イ 基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されるもの
- ロ 事業の実施前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により、備蓄倉庫として適切に維持管理されると認められるもの
- 六 令和13年3月31日までに着手（基礎事業により国の交付金又は補助金を受けて設計等に着手した場合、又は施設・建築物の設置等に関して法令に基づく許認可等を了した場合を含む。）された事業であること。
- 七 事業を実施しようとする第2号に規定する区域を対象として、都市再生特別措置法第19条の15に規定される都市再生安全確保計画又は都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日付け国都まち第21号）第2条第2項に規定するエリア防災計画が定められる場合にあっては、本事業により整備する一時滞在施設を当該計画に位置づける等これらの計画と連携した取組を行うものであること。
- 3 第1項第2号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 災害拠点病院等として都道府県の指定を受けていること又は受けることが確実であること。
- 二 前項第3号から第6号までに掲げる要件に適合するものであること。

第5 地域防災力向上支援モデル事業の実施

- 1 地方公共団体は、狭あい道路情報整備モデル事業として第2第5号に掲げる事業を実施することができる。
- 2 狭あい道路情報整備モデル事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
- 一 狭あい道路情報整備モデル事業を実施する地方公共団体において指定道路図及び指定道路調書を公開していること（ただし、事業主体が特定行政庁以外の市町村の場合にあっては、管轄の特定行政庁において当該市町村内の指定道路図及び指定道路調書が公開されていること）

- 二 地域の実情に応じて重点地域及び重点路線を選定し、整備方針を策定した上でこれらを公表すること
- 3 前2項に掲げる事業は、令和11年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。

第6 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業の実施

- 1 事業主体は、次の各号に掲げる事業を実施することができる。
 - 一 広域モデル策定型
地域グループが行う、木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修や訓練等、災害協定等の内容に応じたモデル的取組
 - 二 地域モデル実装型
地域協議会が行う、原則として前号に掲げる取組の成果を踏まえた、木造応急仮設住宅、復興住宅等のモデル的整備
- 2 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。
 - 一 地域グループは、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築に取り組むこと
 - 二 前項第2号について、原則として以下の要件を満たすこと
 - イ 整備する復興住宅は、ZEH水準に適合すること
 - ロ 整備する住宅（新築に限る。）は、次の①から④までに掲げるものでないこと
 - ① 「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に該当する区域内に存する住宅
 - ② 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨が公表されている住宅
 - ③ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する「市街化調整区域」に立地する住宅であって、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に規定する「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域」（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項に規定する「洪水浸水想定区域」又は水防法第14条の3第1項に規定する「高潮浸水想定区域」であって、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。）に該当する区域内に存するもの
 - ④ 「市街化調整区域以外の区域」に立地する住宅であって、「土砂災害警戒区域」又は「浸水想定区域」に該当する区域内かつ「災害危険区域」内に存するもの
- 3 前2項に掲げる事業は、令和10年3月31日までに着手されたものでなくてはならない。

第7 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の実施

- 次の各号に掲げる要件の全てに適合する民間事業者等のうち、国土交通大臣が公募し、選定した者は、第2第6号から第8号までを実施することができる。
 - 一 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
 - 二 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
 - 三 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

第8 補助金交付対象事業

補助金交付対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各

号に定めるものとする。

一 建築物耐震対策緊急促進事業

地方公共団体及び民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業

二 災害時拠点強靱化緊急促進事業

地方公共団体が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業及び民間事業者等が行う災害時拠点強靱化緊急促進事業に対して地方公共団体がその費用の一部を補助する事業

三 地域防災力向上支援モデル事業

地方公共団体が行う狭あい道路情報整備モデル事業

四 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業

地域グループまたは地域協議会が行う暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業

五 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業

民間事業者等が行う評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業

第9 国の補助

1 国は、地方公共団体が行う建築物耐震対策緊急促進事業及び災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

2 国は、民間事業者等が行う建築物耐震対策緊急促進事業及び災害時拠点強靱化緊急促進事業の実施に要する経費について補助を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

3 国は、地方公共団体が行う地域防災力向上支援モデル事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し補助することができる。

4 国は、地域グループまたは地域協議会が行う暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該地域グループまたは地域協議会に対し補助することができる。

5 国は、民間事業者等が行う評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該民間事業者等に対し補助することができる。

第10 監督等

国土交通大臣は、事業主体に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、住宅・建築物防災力緊急促進事業の促進を図り適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第11 運営

住宅・建築物防災力緊急促進事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、別に定める住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱及び関係局長通知によるものとする。

別表 建築物の老朽度等の測定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
老 朽 度	築後経過年数	耐用年限の 1/2 超過、耐用年限の 2/3 以下のもの	100	130
		耐用年限の 2/3 超過のもの	130	

耐火性	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
		同壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの	10	
接道	道路幅員	接する道路の幅員が2.7m以上4m未満のもの	20	50
		接する道路の幅員が1.8m以上2.7m未満のもの	30	
		接する道路の幅員が1.8m未満のもの	50	
	袋路状道路	延長35m以上の袋路にのみ接しているもの	10	
	接道延長	接道部分の延長が2m未満のもの	20	
採光・通風	天空遮蔽率	主要居室の主要開口部の前面における天空遮蔽率が30%以上50%未満のもの	10	30
		同50%以上70%未満のもの	20	
		同70%以上のもの	30	
	障害物	採光・通風確保の観点から著しい障害となるものが住宅に隣接しているもの	10	
	住宅形状	採光・通風上不合理な形状であるもの	10	
建築基準法不適合	道路内制限	道路内建築制限に適合していないもの	20	40
	用途地域	用途地域の制限に適合していないもの	20	
	容積率	延べ面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	
	建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合の上限を超えているもの	20	

- 評定項目に応ずる評点の合計（ただし、評点の合計が最高評点を超えるときはその最高評点）をその評定区分の評点とし、評定区分ごとの評点の合計をその住宅の評点とする。
- 耐用年限は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数とする。

<住宅の場合>

RC(SRC)	レンガ、ブロック	金属	木造	木造モルタル	簡易建物
47年	38年	34、27、19年	22年	20年	10、7年

- 本表による評点に代えて、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の規定による評点並びに本表のうち接道及び採光・通風に関する評点の合計をもって、その住宅の評点とすることができる。

附則

第1 施行期日

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第2 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の廃止

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱（令和3年3月31日 国住街第222号、国住市第155号）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている事業については、旧要綱を、なお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

第1 施行期日

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、

なお従前の例による。

2 住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱

住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱

令和 3 年 3 月 31 日 国住街第 223 号、国住市第 156 号

国土交通省住宅局長通知

[最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 国住街第 189 号、国住市第 181 号、国住木第 171 号]

第 1 通則

住宅・建築物防災力緊急促進事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱（令和 7 年 3 月 31 日付国住街第 144 号、国住市第 98 号、国住木第 110 号。以下「制度要綱」という。）その他関係通知に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

第 2 定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ制度要綱第 2 に定めるところによる。

第 3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額

1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する事業

一 要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の 2 分の 1 以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用に次式により算出した補助率（1/2 を上回る場合は 1/2）を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 1/3 + 1/2 \times A$$

A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合

二 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震改修工事費（建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。以下同じ。）の 3 分の 1 以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震改修工事費に次式により算出した補助率（1/3 を上回る場合は 1/3）を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 0.115 + 131/69 \times A$$

A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合

三 前号の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。

イ 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）は、57,000 円

／ m^2 （耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 62,700 円／ m^2 ）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 93,300 円／ m^2 を限度とする。（第 2 項から第 7 項までにおいて同じ。）

ロ 地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、8,270 円／ m^2 （天井の耐震改修とあわせて行う場合は 6,620 円／ m^2 ）を前イに加算した額を限度とする。（第 2 項、第 3 項及び第 5 項から第 7 項までにおいて同じ。）

ハ 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費に限る。）については、次に掲げる額を限度とする。

(1) 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等（以下「劇場等」という。）の用に供する建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費に限る。）は、400,000 円（ネット等による落下防止措置で、ワイヤーの設置による場合は 160,000 円、それ以外の場合は 64,700 円とし、平均天井高が 10m を超える場合にあっては、高さ 3 m 毎に 3,150 円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460 円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。（第 2 項、第 3 項及び第 5 項から第 8 項までにおいて同じ。）

(2) 劇場等以外の用に供する建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費に限る。）は、80,000 円（ネット等による落下防止措置を行う場合は 13,600 円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は 90,000 円とし、平均天井高が 10m を超える場合にあっては、高さ 3 m 毎に 3,150 円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460 円を減ずる。）に天井面積を乗じた額を限度とする。（第 2 項、第 3 項及び第 5 項から第 8 項までにおいて同じ。）

ニ 擁壁の耐震改修工事費は、見付面積に対し、62,800 円／ m^2 を限度とする。（第 2 項から第 7 項までにおいて同じ。）

2 要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する事業

一 要安全確認計画記載建築物の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震診断に要する費用の 2 分の 1 以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震診断に要する費用に次式により算出した補助率（ $1/2$ を上回る場合は $1/2$ ）を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 3/2 \times A$$

A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合

二 要安全確認計画記載建築物に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の 2 分の 1 以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用に次式により算出した補助率（ $1/2$ を上回る場合は $1/2$ ）を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 3/2 \times A$$

A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地

方負担額の割合

- 三 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じてそれぞれイ又はロに定める額とする。ただし、ハに規定する建築物を耐震改修する場合は、耐震改修工事費に合意形成に係る費用を含めることができる。（第6項第3号及び第7項第3号において同じ。）

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替え及び除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当額とする。以下この号において同じ。）の5分の2以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震改修等に要する費用に次式により算出した補助率（2/5を上回る場合は2/5）を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 6/5 \times A$$

A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合

ハ 以下に掲げる要件を満たす建築物を耐震改修する場合

- (1) 主要構造部が非木造であり、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の道路の境界線までの水平距離に、前面の道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものを超えるもの。

- (2) 地方公共団体が指定する路線(次のi)及びii)に該当するものに限る。)の沿道に存すること。

i) 当該建築物が倒壊等することにより道路閉塞等が生じた際、道路啓開に時間を要する等、特に事前対策を講ずるべき道路として、道路部局等と連携の上、特定していること。

ii) 耐震改修促進計画に優先順位付けされたものであること。

- 四 要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、2,350,000円を限度として加算することができる。（第3項から第7項までにおいて同じ）

イ 面積1,000㎡以内の部分は、4,580円／㎡以内

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、2,350円／㎡以内

ハ 面積2,000㎡を超える部分は、1,570円／㎡以内

- 五 擁壁の耐震診断に要する費用は、47,200円／件以内を限度とする。（第3項から第7項までにおいて同じ）

3 避難場所等となる避難所等の耐震化に関する事業

- 一 避難場所等となる避難所等の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震診断に要する費用の3分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震診断に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

- 二 避難場所等となる避難所等に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

三 避難場所等となる避難所等の耐震改修等又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震改修工事費（建替えを行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。以下この号において同じ。）の3分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震改修工事費の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

4 避難場所等となるマンションの耐震化に関する事業

一 避難場所等となるマンションの耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震診断に要する費用の2分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震診断に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 避難場所等となるマンションに係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の2分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

三 避難場所等となるマンションの耐震改修等又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費に3分の1を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震改修等に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

四 マンションの耐震改修工事費は、51,700円/㎡（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,900円/㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は86,400円/㎡を限度とする。（第6項及び第7項において同じ。）

5 避難場所等となる建築物の耐震化に関する事業

一 避難場所等となる建築物の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

- イ 地方公共団体が当該事業を行う場合
耐震診断に要する費用の3分の1以内の額とする。
 - ロ 民間事業者が当該事業を行う場合
耐震診断に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。
 - 二 避難場所等となる建築物に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。
 - イ 地方公共団体が当該事業を行う場合
耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1以内の額とする。
 - ロ 民間事業者が当該事業を行う場合
耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。
 - 三 避難場所等となる建築物の耐震改修等又は建替えに関する事業（擁壁の耐震改修を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。
 - イ 地方公共団体が当該事業を行う場合
耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1以内の額とする。
 - ロ 民間事業者が当該事業を行う場合
耐震改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。
- 6 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震化に関する事業
- 一 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。
 - イ 地方公共団体が当該事業を行う場合
耐震診断に要する費用の2分の1以内の額とする。
 - ロ 民間事業者が当該事業を行う場合
耐震診断に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。
 - 二 緊急輸送道路沿道の建築物等に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。
 - イ 地方公共団体が当該事業を行う場合
耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1以内の額とする。
 - ロ 民間事業者が当該事業を行う場合
耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。
 - 三 緊急輸送道路沿道の建築物等の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。
 - イ 地方公共団体が当該事業を行う場合
耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の3分の1以内の額とする。
 - ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

7 避難路沿道等の建築物等の耐震化に関する事業

- 一 避難路沿道等の建築物等の耐震診断（擁壁の耐震診断を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震診断に要する費用の3分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震診断に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

- 二 避難路沿道等の建築物等に係る耐震化のための計画の策定（擁壁の耐震化のための計画の策定を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

- 三 避難路沿道等の建築物等の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額を合算した額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1以内の額とする。ただし、密集市街地、津波浸水により被害を受ける区域に係るもの等防災上重要なものについては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。）の3分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震改修等に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。ただし、密集市街地、津波浸水により被害を受ける区域に係るもの等防災上重要なものについては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。）の3分の1又地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

8 避難場所等の天井の耐震改修に関する事業（天井の除却を含む。）

- 一 本事業の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震改修に要する費用（天井の耐震改修工事費（除却を行う場合にあっては除却費）に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1以内の額とする。ただし、次に掲げる要件に該当する建築物に係る場合にあっては、天井の耐震改修工事費（除却を行う場合にあっては除却費。以下この号において同じ。）の3分の1以内の額とする。

① 避難所等として地域防災計画に位置付けられているか又は位置付けられることが確実であること。

② 10年間以上避難所等として活用されるものであること。

③ 災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられていること。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。ただし、前イ①から③までに掲げる要件に該当する建築物に係る場合にあっては、天井の耐震改修工事費の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

9 避難場所等のエレベーターの防災対策改修に関する事業

一 本事業の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

エレベーターの防災対策改修に要する費用（エレベーターの防災対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

エレベーターの防災対策改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 エレベーターの防災対策改修に係る工事費は、次に掲げる額を限度とする。

イ 地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策又は主要な支持部分の構造に係る工事を実施する場合にあっては、11,875,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。

ロ リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、3,750,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。

10 避難場所等のエスカレーターの脱落防止措置に関する事業

一 本事業の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

エスカレーターの脱落防止措置に要する費用（エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

エスカレーターの脱落防止措置に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費は、3,275,000円に当該工事を行うエスカレーターの台数を乗じた額を限度とする。

11 超高層建築物等の耐震化に関する事業

一 超高層建築物等の長周期地震動対策に関する詳細診断の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用の3分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用に次式により算出した補助率（1/2を上回る場合は1/2）を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 1/3 + 1/2 \times A$$

A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地

方負担額の割合

- 二 超高層建築物等に係る耐震化のための計画の策定の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用の3分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震化のための計画の策定に要する費用に次式により算出した補助率(1/2を上回る場合は1/2)を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 1/3 + 1/2 \times A$$

A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合

方負担額の割合

- 三 超高層建築物等の長周期地震動対策として行う制震改修等に関する事業の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

制震改修等に要する費用(制震改修等の工事費に23.0%を乗じて得た額とする。)の2分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

制震改修等の工事費に次式により算出した補助率(1/3を上回る場合は1/3)を乗じた額以内の額とする。

$$\text{補助率} = 0.115 + 131/69 \times A$$

A：当該事業に対して地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合

方負担額の割合

- 四 長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用以外の費用を要する場合は2,350,000円を限度として加算することができる。

イ 面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡以内

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡以内

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡以内

- 五 制震改修等の工事費は、次のイ又はロのいずれか低い額を限度とする。

イ 57,000円/㎡。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は93,300円/㎡。

ロ 8,150円/㎡に16億3千万円を加えた額。

12 耐震促進事業

本事業の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依りてそれぞれイ又はロに定める額とする。

イ 地方公共団体が当該事業を行う場合

耐震促進事業に要する費用の2分の1以内の額とする。

ロ 民間事業者が当該事業を行う場合

耐震促進事業に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

13 耐震改修等と併せて行う省エネ化に関する次の事業

本事業の補助金の額は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-16

-(20)住宅・建

築物省エネ改修推進事業の規定に基づく額とする。

第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助金の額

- 1 事業主体が地方公共団体の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の2分の1以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業にあつては、第1号から第3号に掲げる費用を合計した額の3分の2以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額の3分の2以内の額及び第4号に掲げる費用の2分の1以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1以内の額の合計額とする（ただし、建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る）。

- 一 退避施設（受入スペース）の整備に要する費用

帰宅困難者等の円滑な受入のため付加的に必要なスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら帰宅困難者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあつてはその工事に要する費用を含む。）

- 二 防災備蓄倉庫の整備に要する費用

帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要な防災備蓄倉庫の工事に要する費用

- 三 受入関連施設の整備に要する費用

帰宅困難者等の受入に伴い付加的に必要な非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポート（ただし、災害拠点病院等に限る。）等の施設を設置するための工事に要する費用（ただし、災害用の大型ヘリコプターに対応するヘリポートにあつては、中型ヘリコプターに対応するヘリポートを整備する場合から付加的に必要な整備費とする。また、付随して必要となる設備配管等の整備費や追加的に給水関連設備を整備する場合の整備費を含み、災害拠点病院等にあつては、大量の負傷者等を受け入れた際に、廊下や外来受付スペース等においても治療が行えるようにするために必要な酸素吸入配管等の整備費を含む。）

- 四 免震化に要する費用

免震構造とするための計画策定（設計）費用、免震構造とするための改修費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要な費用

- 2 前項各号に掲げる施設・設備については帰宅困難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費は、帰宅困難者等と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。

第5 地域防災力向上支援モデル事業の補助金の額

狭あい道路情報整備モデル事業の補助金の額は、次の各項に掲げる費用の合計の額とする。

- 1 重点地域若しくは重点路線の選定、又は整備方針の策定に要する調査・検討の実施に要する経費以内の額
- 2 地域コミュニティとの交渉・調整に要する有識者又はコンサルタントの招聘・派遣の実施に要する経費以内の額

第6 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業の補助金の額

本事業の補助金の額は、次の1又は2に掲げる場合に応じてそれぞれ1又は2に定める額とする。

- 1 広域モデル策定型

地域グループが行う、災害協定等の内容に応じた、木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、災害発生時の対応に必要な建築技能習得のための研修、訓練等のモデル的取組に要する経費以内の額かつ10,000千円以内の額とする。

- 2 地域モデル実装型

地域協議会が行う、原則として前項に掲げる取組の成果を踏まえた、木

造応急仮設住宅、復興住宅等のモデル的整備を実施するための設計費、建設工事費等の2分の1以内の額とする。

第7 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の補助金の額

- 1 評価・調査事業
本事業の補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。
- 2 普及・広報事業
本事業の補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。
- 3 事務事業
本事業の補助金の額は、次の各号に掲げる費用の合計とする。
 - 一 以下に掲げる費用を交付するための費用
 - イ 第3に規定する建築物耐震対策緊急促進事業（第3第1項及び第3第11項の事業であって、地方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合が0の場合に限る。）に要する費用
 - ロ 第5に規定する地域防災力向上支援モデル事業に要する費用
 - ハ 第6に規定する暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業に要する費用
 - 二 事務費
建築物耐震対策緊急促進事業、地域防災力向上支援モデル事業及び暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、建築物耐震対策緊急促進事業、地域防災力向上支援モデル事業及び暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業に要する費用の0.1%から3%までの範囲内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不適當である場合には、この率によらないことができる。

第8 補助金の交付の申請等

- 1 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、住宅・建築物防災力緊急促進事業に係る補助金交付申請書を作成しなければならない。
- 2 住宅・建築物防災力緊急促進事業に係る補助事業の実施が複数年度にわたる場合には、前項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。
- 3 その他補助金の交付申請等に係る手続きについては、別に定めるとおりとする。

第9 補助金の交付の決定等

大臣は、第8第1項又は第2項の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

第10 事業内容の変更

国土交通大臣の承認を要しない事業内容の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更で、補助金の額に変更を生じないものとする。

- 一 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの以外のもの
- 二 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの以外のもの
- 三 本工事費、附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が9,000千円以下であるときは9,000千円）又は30,000千円を超える変更以外のもの
- 四 その他大臣が認めるもの

第 11 状況の報告

大臣は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

第 12 都道府県知事の指導監督

1 指導監督事務

都道府県知事は、補助事業の円滑な実施を図るため、補助事業者に対し必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は検査しなければならない。

2 指導監督事務費

国は、都道府県知事が行う前項の指導監督に要する費用として、当該年度における当該都道府県の区域内で行う住宅・建築物防災力緊急促進事業に要する費用に 100 分の 3.0 以内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額に相当する額を都道府県に交付することができる。

第 13 実績の報告等

補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 1 箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の 4 月 10 日までに、当該実績報告書を大臣（第 8 第 1 項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。ただし、特にやむをえない事由があるものについては、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の 6 月 30 日までに提出しても差し支えない。

第 14 補助金の額の確定

大臣は、第 13 第 1 項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第 15 全体設計の承認

- 1 補助事業者は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を大臣（第 8 第 1 項の申請をしようとする者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。
- 2 地方整備局長等は、全体設計承認申請書を受理し、審査の上適当と認めた場合は、当該全体設計を承認し、全体設計の承認を申請した者に通知するものとする。
- 3 第 1 項の全体設計承認申請書の提出及び前項の通知は、大臣が事務事業者を選定した場合にあっては、当該事務事業者を経由して行うものとする。

第 16 補助金の支払い

- 1 補助金は、第 14 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費は、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を大臣（第 4 第 1 項又は第 5 第 1 項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。

第 17 交付決定の取消等

次の各号のいずれかに該当するときは、大臣は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 事業主体が補助金交付の条件に違反した場合
- 二 事業主体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、事業主体が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分違反した場合

第 18 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

第 19 取得財産の処分

事業主体は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつては耐用年数）以内に大臣の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

第 20 書類の様式及び提出方法

- 1 書類の様式は、別に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち事業主体が申請又は報告等すべきものについては、大臣に 2 部提出するものとする。

第 21 間接補助金の交付

事務事業者は、第 7 第 3 項第 1 号に規定する費用（以下「間接補助金」という。）の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を第 3 第 1 項及び第 11 項、第 5 又は第 6 に掲げる事業を行う事業主体に交付しなければならない。

第 22 間接補助金の交付の際に附すべき条件

- 1 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第 8 から第 19 まで及び第 24 の規定に準ずる条件を附さなければならない。
- 2 事務事業者は、前項の規定のほか、第 3 第 1 項及び第 11 項、第 5 又は第 6 に掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であつて、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 19 条第 2 項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

第 23 間接補助金の交付規程の承認

事務事業者は、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。なお、当該交付規程を変更する場合も同様とする。

第 24 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない

ない。

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）

二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）

三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）

四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）

五 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）

六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）

七 その他関連通知等に定めるもの

附則

第 1 施行期日

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の廃止

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 31 日 国住街第 223 号、国住市第 156 号）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行の際、旧要綱に基づき行われている事業については、旧要綱を、なお効力を有するものとみなして適用することができる。

第 3 経過措置

この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例によることができる

附則

第 1 施行期日

この要綱は、令和 7 年 12 月 16 日から施行する。

附則

第 1 施行期日

この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例による。

3 災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領

平成 26 年 4 月 1 日
国住街第 1 6 9 号

災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金申請等要領

国土交通省住宅局長通知

災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る国の補助金の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱（平成 26 年 4 月 1 日国住街第 165 号）及び災害時拠点強靱化緊急促進事業補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日国住街第 166 号。以下「交付要綱」という。）に定める関係法令及び関係通知によるほか、下記により取り扱うこととしたので通知する。

記

第 1 補助事業の完了予定期日の変更について

- 1 補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、交付の申請をした国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、かつ変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後 6 箇月以内である場合は、この限りでない。
- 2 完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は「補助事業の完了予定期日報告書」を交付要綱第 4 の補助金交付の申請の手続きに準じて国土交通大臣又は地方整備局長等に提出すること。この場合、市町村（指定都市を除く。）が施行する事業にあっては、所管都道府県知事の審査を経ること。
- 3 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更に伴う場合は、補助金の交付決定の変更の申請に含めて行うこと。

第 2 申請書等の様式について

災害時拠点強靱化緊急促進事業に係る書類の様式は、別表第 1 によるものとする。

第 3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式第 22 による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 4 補助事業事務の標準処理期間

- 1 補助金等交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。
- 2 都道府県知事において、補助金等交付申請書の受理後、地方整備局長等に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は 30 日とする。

附則

1 施行期日

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1

書類	様式
補助金交付申請書	様式第 1
工事設計書及び変更工事設計書	様式第 2
補助事業費財源表	様式第 3
補助金交付申請報告書	様式第 4
補助金交付申請進達書	様式第 5
補助金交付決定変更申請書	様式第 6
補助金交付決定変更申請報告書	様式第 7
補助金交付決定変更申請進達書	様式第 8
指導監督事務費補助交付申請書	様式第 9
指導監督事務費補助交付申請進達書	様式第 10
指導監督事務費補助交付決定変更申請書	様式第 11
指導監督事務費補助交付決定変更申請進達書	様式第 12
補助金交付決定取消申請書	様式第 13
補助金交付決定取消申請報告書	様式第 14
補助金交付決定取消申請進達書	様式第 15
補助事業の完了予定期日変更報告書	様式第 16
補助事業の完了予定期日変更報告に係る報告書	様式第 17
補助事業の完了予定期日変更報告進達書	様式第 18
全体設計（変更）承認申請書	様式第 19
完了実績報告書	様式第 20
年度終了実績報告書	様式第 21
補助金確定通知書	様式第 22
是正命令書	様式第 23
補助金返還命令書	様式第 24
額の確定通知	様式第 25
債権発生通知書	様式第 26
残存物件継続使用承認申請書	様式第 27
残存物件継続使用承認申請報告書	様式第 28
残存物件継続使用承認申請進達書	様式第 29
残存物件台帳	様式第 30

4 平成 24 年 3 月 21 日付厚生労働省医政局長通知(医政発 0321 第 2 号)
「災害時における医療体制の充実強化について」

医政発 0321 第 2 号

平成 24 年 3 月 21 日

各都道府県知事
各政令市市長 殿
各特別区区长

厚生労働省医政局長

災害時における医療体制の充実強化について

災害医療体制については、平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機として、災害拠点病院の整備、広域災害・救急医療情報システム（Emergency Medical Information System：EMIS）の整備、災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team：DMAT）の養成等を行ってきたが、今般発生した東日本大震災での対応において、これまで整備してきた体制等について、課題が明らかになったところである。

これらの課題について、被災地を含めた災害医療関係の有識者が検討する場として「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、報告書が別添のとおり取りまとめられた。

同報告書では、今後の災害医療等のあり方の方向性として、災害拠点病院に関しては、施設の耐震性、EMIS による情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT 等の医療チームを受け入れる体制整備等が必要であること、災害時の医療提供体制に関しては、日本医師会災害医療チーム（Japan Medical Association Team：JMAT）をはじめ、大学病院、日本赤十字社、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体から派遣される医療チーム等の派遣調整を行う体制や関係者間での情報の共有が必要であること等が指摘されている。

同報告書の趣旨を踏まえ、下記の事業を積極的に推進することにより、特に災害時における医療体制の充実強化を図られたい。

なお、同検討会にオブザーバーとして参加した内閣府（防災担当）、消防庁においても本通知の趣旨をご承知いただいているところであるので申し添える。

本通知は平成 24 年 4 月 1 日より適用する。なお、「災害時における初期救急医

療体制の充実強化について」(平成8年5月10日健政発第451号厚生省健康政策局長通知)については、平成24年4月1日付で廃止する。

記

1. 地方防災会議等への医療関係者の参加の促進

防災計画上の医療活動が災害時に真に機能するために、都道府県、政令市及び特別区が設置する地域防災会議、若しくは災害医療対策関連の協議会等に医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体の代表、救急医療の専門家等を参加させることが適当であることから、その参加を促進すること。

また、都道府県は、救護班(医療チーム)の派遣調整等を行うために、災害対策本部の下に派遣調整本部を迅速に設置できるよう事前に計画を策定すること。その上で、都道府県は、災害拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係機関と連携して、災害対策本部の立ち上げ訓練を行うとともに、派遣調整本部の設置手順、コーディネート機能を十分発揮できるか、DMAT都道府県調整本部との連携、派遣調整本部における具体的な作業内容などについて確認しておくこと。また、空路参集したDMATに必要な物資の提供や移動手段の確保を行う体制を整備しておくことが望ましい。

2. 災害時に備えた応援協定の締結

災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助である。人命救助にあたって、被災地内の医療機関は、自らも被災者となるものの、被災現場において最も早く医療活動を実施できることから、その役割は重要なものである。そのため、都道府県、政令市及び特別区においては、災害拠点病院を初め、公的医療機関、民間医療機関、医療関係団体等との医療に関する応援協定の締結に配慮すること。また、傷病者、医療チーム、医療物資等の緊急輸送に関して、地域の実情に応じて、消防機関、自衛隊、海上保安庁、公共輸送機関等との協定の締結も配慮すること。また、協定を締結した後も、随時見直しを行うことが望ましい。

なお、協定の締結の際には、下記の点に留意すること。

(1) 広域応援体制の整備

近隣都道府県・市町村間において相互応援協定の締結が必要であり、特に大都市を抱える都道府県においては、ブロック内(ブロックとは、当該都道府県を中心にみた場合のものを独自に想定)の複数の都道府県との締結が必要であり、さらに、人口過密地域においては、ブロックを越えた都

道府県間の協定の締結にも考慮すべきであること。

(2) 自律的応援体制の整備

一定以上の規模の災害が発生した場合には、被災地では一定以上の被害が起こっているものと推定し、個別の要請がなくても被災地へ向かうことを内容とする協定の締結を考慮すべきであること。

(3) 医薬品等の確保体制の整備

医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための計画」に基づいて体制を整えておくこと。

3. 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備

都道府県は、災害時に医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行われたいこと。このため、災害時に医療機関の状況を把握する手段である広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の導入に努めるとともに、全病院に対して登録（パスワードの付与）を促すこと。また、登録した各機関においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、EMISへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うことが必要であること。さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた際のEMISへの入力も考慮して、衛星回線インターネットが利用できる環境の整備をすることが必要であること。

4. 災害拠点病院の整備

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害拠点病院」を整備し、さらにそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を整備することが必要である。

各都道府県においては、別紙に示す指定要件を満たす災害拠点病院について指定を行い、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、指定又は指定の解除を行った際には、速やかに当職まで報告されたいこと。

また、災害拠点病院は、第一線の地域の医療機関を支援するものであるので、医師会等の医療関係団体の意見を聴き、応急用医療資器材の貸出し要件他を事前に決めておくこと。さらに、都道府県は、災害拠点病院の施設が被災するこ

とを想定して、近隣の広場を確保し、仮設の救護所等として使用する場合があります。これについて地域住民の理解を得ておくことが望ましいこと。

「地域災害拠点病院」については原則として二次医療圏ごとに1か所、「基幹災害拠点病院」については原則として都道府県ごとに1か所整備することが必要であること。

5. 災害医療に係る保健所機能の強化

災害医療においては、災害拠点病院等の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、日本赤十字社等の医療関係団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体、衛生検査所・給食業者等の医療関連サービス事業者、消防機関、警察機関、精神保健福祉センター、市町村等の関係行政機関、水道、電気、ガス、電話等のライフライン事業者、自治会等の住民組織など様々な関係機関・団体との連携が重要となること。そのため、保健所において日常からその連携を推進するとともに、地域の実情に応じた対応マニュアルを作成されたいこと。

また、EMISに登録し、管轄区域内の医療機関の状況について把握するとともに、医療ボランティアの窓口機能を確保すること。当該システムが機能していない場合においては、電話、FAX若しくは自転車・バイク等を利用して直接医療機関に向いて情報把握又は当該医療機関におけるEMIS等での情報発信の支援を行うこと。

発災時の初期救急段階（発災後概ね3日間）においては、医療に関する具体的な指揮命令を行う者を設定することが困難な場合が多いが、災害現場に最も近い所の保健医療行政機関である保健所において、自律的に集合した医療チームの配置調整、情報の提供等を行うこと。そのため、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場として地域災害医療対策会議を迅速に設置できるよう事前に計画を策定すること。地域災害医療対策会議では、避難所等での医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、派遣調整本部から派遣された医療チームや自主的に集合した医療チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分に発揮できる体制を整備すること。また、災害後のメンタルヘルス、感染症対策等の健康管理活動については、関係部局からの通達等に基づいて実施されたいこと。

6. 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

一般住民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルスなどに関する普及啓発に努めるとともに、医療関係者、行政関

係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施に努められたいこと。

7. 病院災害対策マニュアルの作成等

医療機関は自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努められたいこと。また、人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等をかかえる医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておくことが望ましいこと。なお、都道府県はこれらの策定状況について確認を行うことが望ましいこと。

8. 災害時における関係機関との連携

都道府県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。また、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

9. 災害時における死体検案体制の整備

災害時には多数の人が死亡する事態も予想されるため、死体検案業務の指揮命令系統、法医学の修練を積んだ医師の動員等、死体検案体制について、地域防災計画、災害時医療救護対応マニュアル等に定めておくことが望ましいこと。

別紙 災害拠点病院指定要件

(1) 災害拠点病院として、下記の運営が可能なものであること。

- ① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
- ③ 災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること。
- ⑤ 地域の第二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
- ⑥ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましい。

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。
- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備につい

て、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

- (エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- (エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- (オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品 等
- (カ) トリアージ・タッグ

ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）。

② 搬送関係

ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

やむなく病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

イ. 設備

DMA Tや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(3) 基幹災害拠点病院

- ① (1) ③について、複数のDMA Tを保有していること。
- ② (1) ④について、救命救急センターであること。
- ③ 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④ (2) ①ア. (イ)について、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。
- ⑤ (2) ②ア.について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

(4) その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、要件を満たしていないものについては、(1) ③については平成26年3月までに保有することを前提に、(1) ④、(2) ①ア. (イ) 及び(2) ②ア. については当面の間、指定を継続することも可能とする。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

5 令和元年7月17日付厚生労働省医政局長通知（医政発 0717 第8号）
「災害拠点病院指定要件の一部改正について」

医政発 0717 第8号
令和元年7月17日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

災害拠点病院指定要件の一部改正について

標記については、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）別紙「災害拠点病院指定要件」（以下「指定要件」という。）により示し、必要に応じ改正を行ってきたところである。

今般、救急・災害医療提供体制等の課題について検討することを目的として開催した「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において、災害拠点病院の指定要件の見直しについて議論が行われ、電気の確保については、災害時に電力供給・燃料補給が途絶しても3日程度自家発電機等により病院の機能を維持できるよう、自施設における燃料の備蓄を要件として明示するとともに、水の確保については、平成30年に発生した一連の災害において病院等における水不足が問題となったことを踏まえ、貯水や地下水の活用等により、少なくとも3日分の病院の機能を維持できる水を確保することが望ましい旨明示することとの結論を得たところである。

これらを踏まえ、指定要件の一部を別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては、改正内容等について御了知いただくとともに、貴管下医療機関に対し周知方お願いします。

なお、指定要件は、今後も検討会等における議論や、新たな知見等を踏まえ都度見直しがあることについて、併せて留意されたい。

別紙災害拠点病院指定要件

医政発0321第2号
平成24年3月21日
最終改正医政発0717第8号
令和元年7月17日

(1) 運営体制

災害拠点病院として、下記の要件を満たしていること。

- ① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（E M I S）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
- ③ 災害派遣医療チーム（D M A T）を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のD M A Tや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。
- ⑤ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ⑦ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
- ⑧ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、I C U等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。

- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 通常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3 日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にし検討することが望ましい。
- (エ) 災害時に少なくとも 3 日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも 3 日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。

イ. 設備

- 災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。
- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- (エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- (オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- (カ) トリアージ・タグ

ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3 日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。）。

②搬送関係

ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車両を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

イ. 設備

DMA Tや医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること。その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(3) 基幹災害拠点病院

①(1)③について、複数のDMA Tを保有していること。

②(1)④について、救命救急センターであること。

③災害医療の研修に必要な研修室を有すること。

④(2)①ア.(イ)について、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。

⑤(2)②ア.について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

(4) その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年(原則として4月1日時点)確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、(2)①ウ.についての要件を満たしていないものについては令和2年3月までに実施することを前提に、また、(1)④(2)①ア.(イ)又は(2)②ア.の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

6 令和元年6月20日付厚生労働省医政局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知（医政発0620第8号、障発0620第1号）「災害拠点精神科病院の整備について」

医政発0620第8号
障発0620第1号
令和元年6月20日

各都道府県知事 }
各政令市市長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

災害拠点精神科病院の整備について

災害医療体制における精神疾患を有する患者の受入れについては、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震では、被災した精神科病院から多数の患者搬送が行われたが、精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化等について災害拠点病院のみで対応することは困難であり、これまで整備してきた体制等についての課題が明らかになったところである。

また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年7月31日付け医政地発0731第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）においては、災害拠点精神科病院の目標、求められる機能が示されているが、具体的に認定するための指定要件は明示されていない。

そこで、これらの課題等について被災地を含めた災害医療関係の有識者が検討する場として「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」を開催し、同検討会における議論を踏まえ、災害拠点精神科病院の整備についての方針を定めたので以下のとおり通知する。

本通知は平成31年4月1日より適用する。

記

各都道府県においては、別紙に示す指定要件を満たす災害拠点精神科病院について指定を行い、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、指定又は指定の解除を行った際には、速やかに厚生労働省医政局地域医療計画課精神科医療等対策室まで報告されたいこと。

また、災害拠点精神科病院については人口規模や地理的条件、都道府県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、都道府県ごとに必要な数を整備すること（少なくとも各都道府県内に1カ所以上を整備すること。）。

別紙災害拠点精神科病院指定要件

(1) 運営体制

災害拠点精神科病院として、下記の要件を満たしていること。

- ① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ② 災害発生時に、被災地からの精神科医療の必要な患者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（E M I S）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの精神科医療の必要な患者の搬送先として患者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点精神科病院と被災地外の災害拠点精神科病院とのヘリコプターによる患者、医療物資等のピストン輸送等を災害派遣医療チーム（D M A T）と協力して実施できる機能を有していること。
- ③ 災害派遣精神科医療チーム（D P A T）（なお、D P A TはD P A T先遣隊（D P A T統括者及び災害発災から概ね48時間以内に被災都道府県等において活動できる医療チームをいう。以下同じ。）であることが望ましい。）を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の精神科医療機関のD P A Tその他の医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号）に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること。
- ⑤ 被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること。
- ⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ⑦ 地域の精神科医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練や災害精神科医療に関する研修を実施すること。また、災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア. 施設

災害拠点精神科病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。
- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 災害時も主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するため、自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から必要な電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。
- (エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

イ. 設備

災害拠点精神科病院として、下記の設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- (エ) トリアージ・タッグ

ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。）。

② 搬送関係

ア．施設

患者搬送については、D M A Tの協力を得つつ実施されるため、原則として敷地内のヘリコプターの離着陸場及び患者搬送用の緊急車輛については不要とする。ただし、円滑な搬送を実現させるため、近隣の活用可能なヘリコプターの離着陸場の状況については情報を把握しておくことが望ましい。

また、被災した精神科病院に入院する精神疾患を有する患者等の広域搬送等のため、一時的に多くの患者を受け入れる場合を想定し、病院敷地内もしくは病院近接地に、患者の一時的避難所を運営するための施設を前もって確保しておくこと。

イ．設備

D P A T先遣隊等の派遣に必要な緊急車輛を有することが望ましい。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

また、広域搬送が必要な精神疾患を有する患者のための一時的避難所を運営するに当たり、受け入れ想定患者数に見合った水、食料、医薬品等の備蓄も行うこと。

(3) その他

災害拠点精神科病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点精神科病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点精神科病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

今後、災害拠点精神科病院へのD P A T先遣隊の配置の必須化を見込んでおり、D P A T先遣隊を配置していない災害拠点精神科病院は、可能な限り早い時期に配置できるよう努めること。

また、身体疾患を合併する患者の受け入れが行えるよう、院内の診療体制の整備またはD M A T等との連携体制の整備など、適切な対応を進めること。

7 一時滞在施設における帰宅困難者受入に係る協定について

以下に、一時滞在施設における帰宅困難者受入に関する協定の記載項目を例示します。

あくまでも参考にお示しするものですので、例示どおりの内容とする必要はありません。地方公共団体と一時滞在施設所有者との間において必要な事項を定めてください。

ただし、一時滞在施設の所在地等取り決め上必要不可欠な事項以外に、次に掲げる事項については制度要綱上定めることを要件としておりますので、必ず協定に含めるようにしてください。

なお、基礎事業を伴わない場合には、通常在館者用の備蓄倉庫について適切な維持管理を担保するための条文を追加することも可能です。（制度要綱第4 事業要件の1 項5 号ハに該当）

（一般的に必要な事項以外に必ず定める必要がある事項）

- ・帰宅困難者の受入予定人数【記載例の第3 条第4 号】
- ・災害発生時における帰宅困難者への一時滞在施設に関する情報の周知方法及び一時滞在施設への誘導方法（地方公共団体の役割として記載）【記載例の第6 条第1 項】

《イメージ》

災害時における帰宅困難者の受入に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と施設所有者〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 条 この協定は、災害時拠点強靱化緊急整備事業により整備した一時滞在施設について、大規模災害発生時等において帰宅困難者が一時滞在することが可能となるよう、当該施設の管理の方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2 条 この協定における用語の定義は、災害時拠点強靱化緊急整備事業制度要綱（平成26 年4 月1 日国住街第165 号）に定めるところによるものとする。

（一時滞在施設）

第3 条 協定の対象となる一時滞在施設の内容は、次に掲げるとおりとする。

一 一時滞在施設の名称

二 所在地

三 一時滞在施設の面積及び位置

一時滞在施設の面積

〇〇, 〇〇〇 m²

内訳

- 階○○○○ (○○○㎡)、屋上○○○○ (○○○㎡)
- 四 帰宅困難者の受入予定人数 人
- 五 帰宅困難者向けの備蓄倉庫の面積及び位置
帰宅困難者向け備蓄倉庫の面積 ○○, ○○○㎡
内訳
○階○○○○ (○○○㎡)、○階○○○○ (○○○㎡)

(変更の協議)

第4条 乙は、対象施設の増改築等により、前条の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(帰宅困難者受入の要請等)

第5条 甲は、地震又は風水害その他の災害により、○○となったとき、帰宅困難者の受入に係る次に掲げる事項への協力を乙に対して要請することができる。この場合において、甲は、○○となったとき、速やかに乙に協力要請するものとする。

- 一 乙の所有する一時滞在施設における帰宅困難者の受入
- 二 第7条に規定する備蓄品及びトイレの帰宅困難者への提供
- 三 一時滞在施設における帰宅困難者の誘導及び災害関連情報の提供その他
帰宅困難者に対する支援

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、一時滞在施設の被害状況を調査し、受入の可否について速やかに回答するものとする。

(注) 否の場合：余震等による二次被害発生のおそれが高いと見込まれる場合

3 乙は、帰宅困難者の受入が可能な旨回答した場合には、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとし、一時滞在施設及びその敷地内の人目につきやすい場所において一時滞在施設である旨の掲示するものとする。

4 第1項に規定する要請は、要請の理由、要請の期間その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭で要請することができる。

5 甲は、前項ただし書きの規定により口頭で要請した場合においては、当該要請後速やかに乙に対して前項の文書を提出するものとする。

(一時滞在施設に関する情報提供等)

第6条 帰宅困難者の円滑な受入を図るため、甲は、乙から前条第2項の規定により受入可の回答があったときは、○○により、一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者等に提供するとともに、○○により一時滞在施設に誘導するものとする。

2 乙は、甲が行う前項の活動について、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(備蓄品)

第7条 一時滞在施設において、帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は別表のとおりとする。

2 乙は、一時滞在施設の整備後速やかに備蓄品を購入するとともに、その更新及び管理を行うものとする。

(受入期間)

第8条 第5条第1項の規定により乙が協力する期間は、甲が協力を要請した日から起算して3日以内とする。ただし、乙が認めるときは、この限りでない。

(受入の報告)

第9条 乙は、第5条第1項の規定による要請に協力したときは、その受入人数及び受入期間等の乙の受入実績に係る情報を記載した書面により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、第5条第1項の規定による要請に係る活動費用(災害救助法(昭和22年法律第118号))その他の法令の適用がある費用を除く。)が乙に生じたときは、当該費用を負担するものとする。

2 乙に生じた費用のうち第1項に掲げる費用以外の費用については、乙が負担するものとする

(又は)

2 乙に生じた費用のうち第1項に掲げる費用以外の費用の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(原状回復)

第11条 甲は、災害時に一時滞在施設として使用した場合において、当該施設及び備品等を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に回復するものとする。この場合において、乙が原状回復したときは、甲は、その費用を負担するものとする。

(又は)

第11条 災害時における一時滞在施設としての使用に伴う当該施設及び備品の汚損又は破損については、甲乙協議の上、弁済の要否及びその方法について決定するものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、第5条第1項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、「〇〇の条例」の適用があるときに限り、同条例の規定によりその損害を補償するものとする。

(災害時連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確実なものとするため、災害時における双方の連絡責任者を文書により通知する。なお、責任者の変更があった場合は、速やかに連絡をするものとする。

(災害時の情報共有)

第 1 4 条 甲及び乙は、第 5 条の要請に基づく、帰宅困難者の受入期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、関係行政機関に対し、防災に関して必要な情報提供を行うことに同意するものとする。

(地位の承継) <例：市街地再開発事業の場合>

第 1 5 条 この協定に基づく、乙の一切の権利・義務は、〇〇市街地再開発事業による施設建築物の竣工後、その管理を行う組織の成立をもって、当該組織が承継するものとする。

2 前項の規定による権利・義務の承継があった場合においては、乙は遅滞なく、文書により甲に通知する。

(秘密保持義務)

第 1 6 条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。第 1 8 条に規定する有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第 1 7 条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第 1 8 条 甲又は乙は、この協定を変更するときは、3 か月前までに文書によりその旨を通知するものとし、甲及び乙が協議の結果合意に達した場合は、次条に定める有効期間内であっても本協定を変更することができる。

(協定の効力)

第 1 9 条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から一時滞在施設が存続するまでの期間とする。

(又は)

第 1 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 0 年が経過する日の前日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに、甲及び乙のいずれからでも協定の更新をしない旨の申し出がないときは、さらに 1 0 年間延長するものとし、以降も同様とする。

上記協定締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

Ⅳ 災害時拠点強靱化緊急促進事業に関する問合せ先一覧

1 国土交通省

本事業に関すること及び基礎事業のうち国土交通省所管事業に関することは下記にお問い合わせください。

○住宅局市街地建築課 03-5253-8111（内 39654、39655、39656）

本ガイドブック掲載の事業要件や補助対象は災害時拠点強靱化緊急促進事業に係るものですので、これらの事項に関しましては国土交通省にお問い合わせください。

2 文部科学省

本事業の基礎事業のうち、文部科学省所管事業に関することは下記にお問い合わせください。

○大臣官房文教施設企画部

【国立学校施設への支援について】

計画課技術係

03-5253-4111（内 2301）

【公立学校施設への支援について】

施設助成課整備計画係

03-5253-4111（内 2462）

○高等教育局私学部

【私立学校施設への支援について】

私学助成課総括係

03-5253-4111（内 2544）

3 厚生労働省

本事業の基礎事業のうち、厚生労働省所管事業に関することは下記にお問い合わせください。

○厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係 03-5253-1111（内 2548）